

## 令和5年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年9月14日（第4日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	主任指導主事	梅木純一
新しい学校づくり専門監	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章
農業委員会事務局長	久原正好		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

11番	草場祥則	12番	井崎好信
-----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 前田弘次郎議員

1. 観光協会の設立について
2. 道の駅しろいしについて
3. 山林環境保全と観光施設の維持管理について

2. 友田香将雄議員

1. 教育環境の充実について
2. 農業経営の安定化について
3. 消防団活動の理解促進について

3. 吉岡正博議員

1. 続・山林が荒れている！保全と振興は。
2. 衝撃、出生数が江北を下回る！分析と対策は。

---

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。  
暑い方は上着をお取りください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、草場祥則議員、井崎好信議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。  
本日の通告者は3名です。  
順次発言を許します。前田弘次郎議員。

○前田弘次郎議員

議長の許可をいただきましたので、前田弘次郎、60分間一本勝負、一般質問に入らせていただきます。

今回は、3項目について質問をします。

1つ目、観光協会の設立について。

観光協会の設立に向けての現在の進捗状況をお伺いいたします。

### ○谷崎孝則商工観光課長

現在の進捗状況についてお答えいたします。

観光協会設立につきましてでございます。

本町の観光施策につきましては、これまで白石町議会、商工会、JA及び町内各種団体の代表者で構成をしております白石町観光推進協議会において、観光振興策を協議していただきながら、各種事業をこれまで展開してきたところでございます。しかしながら、今後さらに本町の観光振興を推進していくためには、行政による観光施策だけでは実現が困難であった収益事業などを執行できる民間の力や、自由な発想や、その実現を可能とするスピード感、そしてこれまでにない横断的なネットワークを持つなどの専門組織による取り組みが今後不可欠であるという、そういう考えの下に、今年7月に白石町観光協会設立検討委員会を設置いたしました。そして、先月8月28日には、第1回目の委員会を開催したところでございます。

なお、委員会の構成といたしましては、観光事業の推進に関する団体、または事業者の代表者、そしてまちづくり団体の代表者の方、そして有識者の委員など、委員が15名、そしてアドバイザーといたしまして佐賀県観光課、そして佐賀県観光連盟、そして観光事業者の職員の方で3名ということになっております。また、オブザーバーとしまして、商工会の事務局、そして役場関係課の課長が5名ということで構成をいたしております。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

私は、令和4年9月の一般質問において、町長に観光協会設立について質問をしました。町長からは、今後周辺地域と連携し観光施策を計画するのであれば、観光協会の設立は必要と考えている旨の答弁がありました。

そこで、副町長にお伺いします。

現在の観光協会設立の進捗状況をどのように感じているのか、お伺いいたします。

### ○百武和義副町長

観光協会設立の件につきましては、担当課を中心に昨年度から本格的に検討してまいりましたが、観光施策を取り巻く環境は変化をしてくるおそれありまして、今後は時代の潮流に合わせた、これまでの既成概念にとらわれない新しい発想が必要であるというふうにご存じます。そこで、今後さらに本町の観光推進を図っていくために、マーケティング等に基づく戦略的かつ新しい観光施策の取り組みを担っていく組織として、白石町観光協会の設立に向けて、先ほど商工観光課長からありましたように、先

月8月28日に第1回目の設立検討委員会を開催いたしまして、動き出したというところでございます。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

私は、昨年担当課長に、ほかの観光協会の設立についての資料を提供しております。その後、これはどのように調査検討などを進められているのかをお伺いいたします。

#### ○谷崎孝則商工観光課長

昨年度は、観光協会設立に関する資料の提供につきまして、御提供いただきましてありがとうございました。その後の調査検討の状況についてでございますが、まずは県内の市町への視察を行いながら、観光協会の現状や運営内容などにつきまして情報収集をさせていただきました。その後も佐賀県観光連盟や佐賀県観光課などにも相談しながら、そして意見交換をさせていただきながら、設立に向けての検討を進めてきたところでございます。また、設立に向けての検討委員会の立ち上げにつきましても、視察した市町協会や市町の行政、そして全国各地の観光協会の組織体制なども参考にしながら、これまで検討を進めてきたところでございます。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

観光協会設立は、年度初めに設立する必要があるのかと私は考えております。設立が大事で、時期は早ければ早いほどいいのです。また、観光協会の設立と運営維持をしていくには、長期的に安定的な財源が必要になります。現在の白石町の財源が厳しい状況は、私も理解します。今回の監査委員の決算審査意見書の中にも、自主財源が乏しい本町は交付税に大きく依存していますが、昨年度より地方交付税総額が3,264万円の減収となりました。これからも厳しい財政運営になるものと認識していますとの意見書が出ています。財源の確保策などをどのように考えているのか、お伺いいたします。

#### ○坂本博樹企画財政課長

白石町観光協会の設立につきましては、先ほど商工観光課長が申しましたように、現在設立検討委員会を設置して検討が始まったところでございます。この観光協会の組織体制や活動内容、また必要な予算などにつきましては、今後検討委員会などで協議がなされていくものと考えております。町といたしましては、この検討の結果示された相応の負担に対しましては、まず特定となる財源の研究を行いまして、特定の財源があれば、その後差し引いた残りの財源の対応を検討していくことになるかと想定をいたしております。該当する特定財源がなければ、全て一般財源での対応となりますが、その捻出につきましては、各年度における町全体の財政運営の中で対応をしていくことになるというふうに考えております。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

国家においては、子育て支援策、防衛費増額と計画されております。財源は、収支を見直して財源確保するのです。白石町もそこまでやるべきではないでしょうか。安定的な運営のためには、長期的な財源の確保が必要と考えますが、町の考えをお伺いいたします。

### ○坂本博樹企画財政課長

町では、毎年各課から今後5年間の総合計画、財政計画を提出してもらいまして、企画財政課のほうでヒアリングを行い、5年間の中期財政計画の取りまとめを行っております。その中で、今後どのくらいの財政需要が必要かなど、中期的な財政運営につきましても、毎年内容を検討いたしているところでございます。歳入財源がどのくらい必要なのか、そういったところを毎年検討させていただいております。長期的な財源の確保ということの御質問ですけれども、先ほどの答弁と同じになりますけれども、この中期財政計画におきましても、特定財源がなければ、他の事業等の調整などを行いながら、一般財源の確保をしていくことになるというふうに考えております。以上です。

### ○前田弘次郎議員

では、最後に町長にお伺いします。  
早期設立に向けた決意をお伺いいたします。

### ○田島健一町長

決意ということでございますけれども、先ほど来副町長、担当課長の答弁にもありましたように、いよいよ観光協会設立に向けての本格的な検討がスタートいたしましたところでございます。

ところで、現在本町を取り巻く環境は、少子・高齢化、人口減少に加え、頻発する豪雨災害などに備えるための危機管理の強化、アフターコロナ時代における地域経済の活性化など、様々な課題に直面いたしております。特に、人口減少の影響は産業、地域コミュニティの在り方に大きく影響しておりまして、持続可能なまちづくりを進める上でも根幹的な喫緊の課題となっております。

しかしながらその一方で、現在の本町はチャンスのおかげでもございます。それは、令和元年6月の道の駅しろいしのオープンに加え、令和3年7月の有明海沿岸道路福富インターチェンジの開通であります。現在、道の駅しろいしにおいては、福富インターに加え諸富インターも供用開始されており、年間70万人を超えるお客様に訪れていただいております。まさしく、新たなまちの基盤が生まれつつあると認識しているところであります。我々行政といたしましては、今後は道の駅しろいしに来ていただいたお客様方を町内の町なかや観光名所へ誘導し、町内全体ににぎわいを創出していくことが、本町の観光振興と地域活性化策の最終目標であると考えているところでございます。観光協会設立に向けましては、検討委員会委員の皆様や佐賀県観光課、佐

賀県観光連盟など、関係団体の皆様方と共に本町の新たな観光振興について、しっかりと長期的な展望を見据えながら、スピード感を持って取り組んでいく予定といたしております。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

町長の力強い設立に向けた決意と捉えました。観光協会は、今回観光協会設立について質問しましたが、設立より設立後の体制づくりも重要だと考えます。今後の観光協会会長の選任など、問題はたくさんあると考えます。白石町は町長、道の駅は駅長、顔となる方は大変だと考えますが、白石町の発展のためにはしっかり汗をかいていただきたいとお願いして、次の項目に移ります。

2項目め、道の駅しろいしについてです。

これも本年3月議会において、道の駅の店舗の拡張や館内のリニューアルの計画について質問しましたが、その後の検討状況をお伺いいたします。

#### ○谷崎孝則商工観光課長

本年の3月定例議会におきまして、道の駅しろいしの店舗拡張やリニューアルについて御質問をいただいております。そのときの答弁内容といたしましては、道の駅の施設自体は町の所有であるため、町で対応するものと考えております。そして、2点目で店舗の拡張、リニューアルにつきましては、多額の経費を要することから、十分な計画が必要でありますということで答弁しています。そして、3番目には、道の駅カンパニーと協議するところから始める必要があると。そして、最後になりますけど、指定管理者にも運営者として店内レイアウトの変更など、対応できる方策を御検討いただきたいと考えておりますという答弁をいたしております。

このことから、道の駅定例会におきまして、まずは店内のレイアウトの変更を行うということでございます。現在、工事の見積りを取っていただいて、その準備をいただいております。よって、年内には店内のレイアウトの変更がなされる予定です。その後、セルフレジなどへの交換を計画されております。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

年内に店内のレイアウトの変更ということですが、年末は忙しくて対応がなかなかできないということがありますので、この辺は早急にやっていただきたいということでよろしく願いしておきます。

最後に、町長は町内産だけを道の駅しろいしで販売するという考えで、今日まで道の駅しろいしの商品を販売されてきました。その結果が、今日の売上向上につながっていると考えます。これは、出荷者の方々の努力のたまものと考えます。また、道の駅の職員の努力も一緒だと考えます。しかし、今後の売上向上を考えると、さらなる出荷者を増やすことと新たな商品開発などが必要と考えますが、町の考えをお伺いいたします。

## ○谷崎孝則商工観光課長

道の駅しろいしの出荷者総数は、296名いらっしゃいます。うち、加工部会におきましては143人が加入されております。6次産品加工品の登録商品数は約250品目、季節商品もございますが、先月8月は146品目が販売されております。道の駅出荷者の方々や社員の日頃の努力の積み重ねが道の駅しろいしの売上向上に大いに貢献しているものと、頑張っていたいただいているものと思っております。

道の駅オープン当時には300人を超えていた出荷者の数も、会員の高齢化に伴いまして、今年度は300人を切りました。今後の売上向上を考えますと、さらなる出荷者の開拓と新たな食品開発、商品開発は道の駅に限らず、町といたしましても大きな課題であると認識をいたしております。

道の駅しろいしカンパニーによりますと、新規会員の受付は毎年6月の会員更新時期に同時に行い、年2回の審査会を経て新規加入という流れになっております。新規加入者の掘り起こしも大切でございますが、現会員の高齢化に伴う退会の回避への対策も重要と考え、以前から集荷体制の検討を行っておりますが、人手不足や集荷場所の選定など、様々な問題がございます、いまだ手つかずの状態であると聞いております。現在、県内の道の駅で集荷されているところはございませんが、今後も引き続き集荷体制の検討をしていくとともに、会員の中から出荷するまでの工程支援員やコンテナ出荷等、出荷者を増やすための打開策といたしまして、様々な意見が出てきているということでございますので、町といたしましても、引き続き道の駅の運営について支援をしていきたいというふうに思っております。

また、新たな商品開発についてでございますが、以前は道の駅オープンに向けた町単独事業といたしまして、令和2年度までの新規の農産物開発事業、そして6次産品の新規開発事業に取り組んでおりましたが、現在は佐賀県のさが農村ビジネス総合支援事業におきまして、農産加工などの農村ビジネスの取り組みや、その取り組みに必要な施設、機械などの整備への手厚い支援をされておりますので、町に相談があった場合には、この事業の窓口でございます杵藤農林事務所、そして杵島農業振興センターにおつなぎをしているところでございます。

新たな商品開発は、売れなければ出荷者の大きな御負担となります。県の事業を活用し、専門家のアドバイスの下、新たな商品開発はもとより、既存の商品力を強化していくことに向けまして、ブランドの再開発などの対策を行いながら頑張っていたいただいている出荷者の皆様方がいらっしゃいますので、町といたしましても、道の駅出荷者の方々に寄り添いながら、行政でしかできない部分をしっかりと御支援していきたいというふうに思っております。

以上です。

## ○前田弘次郎議員

今、課長の答弁の中に、県内の道の駅で集荷されているところはありませんということでありましたけど、実は何年前でしたかね、私たちは文厚の視察で島根県の隠岐の島に行きました。そこの道の駅は役場職員の方が朝6時から、5時ぐらいからやっ

たですね、たしか。島内を回って集荷をされて道の駅に置くということをして、6時ですよ。6時に出勤するという事は、8時間労働ですので、2時か3時ぐらいには帰っていいということで、町の職員がやられております。それが今県内ではないということですので、ぜひ一発目に白石町がやってはいかがですか。全国を見たらやっているところがあるんですから、そういうふうな新たな気持ちも必要と思いますので、課長、よろしく願いしておきます。

今年は、コウノトリの出産、子育てで、町長をはじめとして町民も盛り上がりました。その後も、3羽の行動が巣の近くで見られています。これは、母鳥とひな鳥の2羽だと考えます。親鳥がこの白石町を選んだのは、まずひなを育てていくのに十分な餌の確保が必要です。十分な餌があるのは、安全な土壌だからです。これを利用して、コウノトリも安心する白石町の土壌で、そしてここでできる作物は安心して消費者に提供できます。どうでしょう、このキャッチフレーズを売りに販売の販路を広げていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

では、3項目めの桜の里について質問します。

桜の里は、林道沿いの約600本の桜の帯が目を引きます。そして、佐賀の美しい景観づくり地区にも選ばれている人気の花見スポットとして有名であります。桜の里からの景観と花見シーズンの下から見た桜の一筋の美しさは、30年前はすばらしい景観でしたが、近年の状況をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

#### ○谷崎孝則商工観光課長

桜の里についてでございます。

桜の里につきましては、佐賀の美しい景観づくり地区ということで、県内にある原風景とも言うべき佐賀らしい美しい景観の中から、その景観を持つ個性や魅力をさらに磨き上げ、住んでみたい、あるいは何度も訪れてみたいと、そして県内外へ強くアピールしていくことのできる地区ということで、桜の里が選定されております。

しかしながら、現在の状況は、桜の植樹から50年以上経過しておりまして、老木の域に入ってきているということでございます。花の咲く時期が以前より早くなってきているということで思っております。また、周辺に植林をされている樹木がかなり伸びてきておりまして、深浦地区からはもちろんのこと、鹿島市方面からも見えにくくなってきている状況であると担当課としては認識をしているところでございます。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

ここに課長さんのほうから、県に平成17年に認定されたときに、部門は自然になっております、ここは。それで、ここの委員会からの選定理由とコメントがあります。みんなに親しんでもらいたい穴場スポット、住民の活動も評価、有明海に上る朝日や桜の季節は麓からの眺めもお勧めということで、平成17年には書かれております。今日、本当は持込み資料で朝日の出る写真を皆さんにお見せしようと思いましたが、見に行ってください。あえてここで写真を出すんじゃないんですね。そして、一番日の出がいいのは、有明海から塩田川に入ってくるこの角度で朝日が出て、塩田川まで



照らすこの日の出の時期が一番いいんです。正月の初日の出も結構お客さんが見えますけど、それは大分北のほうから上がりますので、そのときは塩田川のほうに朝日が映りません。こっちのもっと南のほうから上がったとき、このときの朝日がきれいだと思います。執行部の皆さんも、大体桜の里に登られたことがないでしょう。有明地域の方は、桜がきれいかった頃はあそこでバーベキューをして、花見を楽しんでいました。それと、幼稚園生もお絵描きとか、ああいうのも前はあっていたんです。今、だんだんだんだん桜の里が、今課長が言うように、木が高くなるにつれて桜が見えませんが、それと、この桜が50年たっています。桜の寿命が大体50年とされています。きれいな花を咲かすにはですね。この辺のことも考えて、この桜の里を何とかしていきたいということで、ここに桜の里保存会ということで8月12日に地元の方々と何人かでやろうということで、今話をしております。しかし、ここは展望所のところは町有地です。私たちが勝手に木を切ったりはできません。ただ、その手前とか先のほうは個人所有の土地になっていると思います。その部分に関しては、その所有者の方たちにこの会員になっていただき、その木を少しでも切って、桜がきれいに見えるようなことを考えられて、8月12日に発足をされております。

こういうことも含めて、ここで桜の里の保存の理念といいますか、それを皆さんに聞いてもらいたいと思います。

霊長類は、食物が豊富な森林という楽園で進化してきた。森林は、もはや自然が生み出したものとは言い難い。今日見られる森の姿は、民族の思想や文化を色濃く映し出しているからである。したがって、森の命運はそれぞれの民族が森をいかに認識し、いかなる森づくりをするかにかかっている。日本民族は、森を愛した森の民。日本には、日本独自の自然認識があり、それに基づいて森づくりが行われてきた。かつて身近にあった森を我々の日常生活の中に取り戻すか、世界的に自然保護、森林保護が叫ばれる今日、見逃すことはできない。かつて、森は人にとって今よりもっと身近で、森にあるものを食べ、森の木で家を造り、森の木をエネルギーに変えていた。時代とともに暮らし方が変わり、人が森から離れていくにつれ、森の価値は下がり、森の担い手も少なくなるという悪循環が今も続いている。世界は、今あらゆる視点で持続可能な社会を目指しているが、森ほど可能性に満ちた循環サイクルを持つ生態系があるだろうか。雨水を蓄え水を浄化し、二酸化炭素を固定し酸素を放出する森。そこには様々な生物の命が生まれ、つながり合って森の環境が維持されている。

人には、それぞれ原風景がある。懐かしい風景であり、それがその人の将来の風景観、自然観に及ぼす影響は大きい。原風景は、定住する場所や環境を選ぶ基準になり得る。幼少期に海辺で過ごした人は海の近くに、山で育った人は山の景色や空気を求めて移住することがある。子どもたちにとっては、五感を活性化させる自然要素に触れ合うことがとても大切である。美しい森の風景や鳥や昆虫などの生き物、土地の香りがある一方で、蜂や蚊、とげのある植物や、地形によっては崖があったりする。快適な要素と不快で少々の危険を伴う要素が混在し、それを取捨選択していくことで子どもたちは成長し、五感が研ぎ澄まされる。不登校やPTSD、鬱病やひきこもりが増えている。里山などの自然体験が心身を柔軟にし、自然を精細に感じ取る感性を養うことができる。森林景観づくりと少子化対策は一見関係がないように見えるが、実

は密接な関係がある。森林景観づくりによって地域の魅力が高まれば、若者や女性が移住しやすくなり、地域創生や空き家対策、少子化対策につながる可能性がある。森林景観づくりによって森林セラピーの場が増えれば、妊娠中や子育て中の女性のストレスや不安を軽減し、出産や子育て意欲を高める効果が出てくる。森林景観づくりによって森林教育の機会が増えれば、子どもたちに自然と触れ合う喜びや生命の尊厳を教えることができ、将来に結婚や出産に前向きな姿勢を育むことができる。森林景観づくりと少子化対策は、相互に影響し合うことになる。が、移住する地域、人が集まる地域、人が暮らしやすい地域を合い言葉に、父祖の歴史を築きつつ、日々新たなる道を行くということで、最後に歌を詠まれています。

少し長くなりましたが、次に、この桜の里には2箇所の公園があります。2箇所の現状をお伺いいたします。

### ○吉村大樹農村整備課長

桜の里の公園についての御質問でございます。

桜の里展望所から上部の保安林内に、なかよし広場、またありあけ広場の2箇所の広場を設置してあります。整備当時は、保安林内を散策される方の休憩所、また深浦、横山周辺の保安林管理作業車両の駐車場を目的に想定して設置をしたところでございます。このため、桜の里展望所周辺の案内看板内に広場として標示をしているところでございますが、現地は森林路も幅員が狭うございまして、車で行くには厳しいかなという状況がまずございます。それと、当時に比べ、保安林内の樹木も大きく成長しておりますため、広場というほどの確保ができていない状況となっております。そういったことで、一般のお客様が俗に言う広場という形で活用されるには、不向きかなというふうに考えているところです。

このようなことから、来られたお客さんに御迷惑をかけないためにも、今桜の里展望所の付近の案内看板に広場ということで標示しておりますが、当面の間、広場としての使用については、御迷惑をかけないために使用は控えてくださいという旨の表示をして、対応ができればなというふうに考えております。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

なかよし広場が奥のほうですかね。ありあけ広場のほうが広いところですよ。実は、私たちもこのなかよし広場に行こうと思ったんですけど、まず四駆でなければ行けません。落ち葉等が道路に落ちて、とても。ただ、できた当初は奥までも行けたんですよ。それで、この手前の広い広場も、結構芝生があって、車で来て、芝生の上で子どもたちも遊んだりして、結構広い場所ですけど、なかなかこれを今から手を入れて、なかなか厳しい財源の中で、町長もうんとは言わんでしょうけど。せっかく公園ということもありますので、みんなの広場がありますので、その辺も考えていただきたいとお願いして、次にここにトイレと防火用水施設があります。この現状認識をお伺いいたします。

### ○谷崎孝則商工観光課長

商工観光課で管理を担当しております、展望所のところにございますトイレについてでございます。

このトイレにつきましては、平成4年に広場と同時に整備をしております、31年を経過している状況でございます。施設につきましては、男性用の小便器2基、和式トイレ1基、そして女性用が和式トイレ2基を整備いたしております。また、手洗い用の水でございますが、上水道がここは整備されておりませんので、近辺に500リットルのタンクを設置しております、定期的に水道水の補給をいたしております。建物自体は木造でございます、外壁につきましてはキクイムシなどに侵食をされたような箇所が一部分発生しております。また、外壁の劣化による破損、色落ち、さらには屋根材の色落ちを確認しているところがございます。今後につきましても、ほかの公共施設や観光施設などと同様、今後も緊急性や優先性を考慮しながら、環境美化はもちろんのこと、しっかりと維持管理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

### ○中村政文総務課長

総務課からは、桜の里の防火用水施設について現状を報告いたしたいと思っております。

林野火災対策といたしまして、平成7年に貯水量40トンの地下式の防火水槽が設置されております。先日、総務課の職員で防火水槽の点検等を行ったところ、防火水槽の標識の横のほうに埋設されておりまして、マンホール蓋についても問題なく開閉をし、水槽内は満水となっていることを確認しております。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

まず、トイレについてですけど、いまだに和式トイレということですけど、私も前は家は和式トイレでしたけど、今洋式トイレになって、なかなか和式トイレでやるということが、体が洋式トイレになれているのか、なかなか思うようにできません。その辺も含めて、先ほど町長も言われた道の駅、このトイレはきれいです。ああ、ここでやろうという気持ちになりますよ。ただ、桜の里のトイレはやろうという気持ちにならんと思うんですけど、その辺もしっかりトイレは、町長は道の駅のトイレは自慢できるトイレだと言っていますけど、桜の里のトイレも少しはきれいにしましょうよ。使う人が、きれいだったらきれいに使うんですよ。汚いから汚く使うというところもありますから、この辺はトイレに関してはこの後の質問で水道につなげてくれなにかということですが、何とかトイレの中も、木自体も結構、外壁といたしますか、あの辺はさっき言われたように、結構腐っておりますので、この辺もしっかりやっていただきたいと思っております。

次に、防火水槽の件ですが、実はこの桜の里で山火事があったのを御存じの職員がどのくらいいらっしゃるかと。有明地域の職員さんは知っておられると思っておりますけど、先ほどの広場のほうで山火事が起きました。当時は、水が下のほう、堤のところしかなかったということで、下から、堤から中継して消火に当たりましたが、高低差があ

るということで、少し技術が必要なんです、消防の消火には。高低差があることによって、水圧が落ちてきます。だから、中継ポンプをつけて、またそこでポンプで圧を上げます。これは、上げるのは簡単なんです。問題は、消火を止めたときに水が逆流してくるんですよ。下のほうの各ポンプに。そのときに、1口を2口にレバーで分けるやつがあるんですよ。ただし、当時の消防隊員はここまで訓練ができていませんでした。昨日の答弁でもありましたけど、中継訓練が坂道になったのは、この山火事で水ができない、操作ができんやっただということ、今中継訓練が坂道を利用してするようになって、やっとならぬ隊員さんたちが、重富君たちはこの山火事は知らんと思えますけど、昨日消防団の話がされましたので、訓練のことも言われましたので、それから中継訓練は坂道で行うということで、今現在もやられております。

ここで私が言いたいのは、当時消火を最後まで担当した地元の消防団員です。ある程度本部が火を消していただき、その後まだ火が残っているか分からんということで、水がないために農業に使うタンク、あれをトラックに載せて、下で水をくんで上まで持っていくんですけど、ポンプもありませんから、これくらいのリュックの袋を隊員が全部背負って、手押しで水を押し消火に当たりました。どうしても山ですので、くすぶるんですよ。そういうところで隊員が、このときは深浦地区の隊員ですけど、私もいましたけど、昼から夜遅くまでこの消火に当たりました。こういうことで、桜の里まで水道を引いて、消火栓を造っていただけないかということをお聞きいたします。

### ○中村政文総務課長

桜の里に消火栓を設置できないかという御質問についてですけれども、先ほどの現状を説明いたしましたとおり、既に防火水槽を設置しております。この防火水槽の設置は、先ほどの前田議員の答弁の中にありますように、山火事があったところで、緊急で急遽に防火水槽の設置がなされたという記憶をしております。そういうところで、この防火水槽は当然初期消火の施設として機能は備えているというふうには認識をしておりますので、現在のところ、ここにまた消火栓ということでは考えているところではございません。この防火水槽も、設置をしてから数十年経過しておりますが、管理につきましては地元の消防団員が定期的に行っておりまして、また今後も使用できるというふうには判断をいたしております。また、現時点におきましては、有事の際には防火水槽からの放水により、初期消火には当たってもらって、あとは今中継訓練等を現在行っております団のポンプの中継で送水をしなから、それで補給水を行い、消火活動に当たりたいというふうには考えております。

今後も、防火水槽を地元消防団に管理をしていただきながら、中継訓練を実施するなどして、桜の里の防火活動に努めていきたいというふうには考えておるところです。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

たしか水源地が、今南小学校の上のほうにタンクができたと思います。その前は、南小学校の前のほうで低かったんですけど、今大分水源地自体が高いところにありますので、白岩のほうに水も大分行くようになりますね。前はなかなか、私が家を造ったと

きは、うちの家まで水道が上がりませんでしたよ。それで、一回途中で水槽を造って、そこからポンプで上に上げていました。この水がたまるときはいいんですけど、近所に3軒ノリ漁業者がいらっしやって、冬の時期にその水を使われるものですから、我が家のタンクは水がたまらないので、風呂には入れません。それで、夜はノリ業者の方たちが、うちに風呂に入りきんしゃいということで、ノリ時期はよそにお世話になった経験が私もあります。しかし、今は水源地が高いところにできたということで、うちら辺も普通に水道水が出ますので、どうか今後もこの桜の里を見捨てないじゃないですけど、あそこも白石町の一つの公園なんですよ。展望所ですごく見晴らしがいいところなんです。そこに少しは手を入れていただきたいというのが私の考えです。

そして、次の質問に入ります。

最後に、町内の山林での不法投棄の現状と投棄物の処分についてお伺いたします。

### ○土井 一生活環境課長

まず、山林への不法投棄の現状についてでございますが、町のほうで杵島山、山林地帯全ての状況を今現在把握し切れておりません。ただ、これまでの不法投棄の現場の状況を申しますと、車両が通行できる林道沿いの人目が見えない場所の道路の谷川のほうに投棄されていることが多いようです。しかし、数十年前からすれば、人々の環境保全への意識が大きく高まりまして、大規模かつ悪質な不法投棄は最近はほとんど見られなくなってきておりますが、小規模のポイ捨ては幾つかございますが、これについても最近では減ってきていると感じております。

次に、投棄物の処分についてでございますが、内容物などから投棄した者が判明した場合には、警察と連携し、その方に撤去するように指導や勧告を行っております。しかし、ほとんどの場合、投棄者は判明しないのが現状でございます。投棄者が判明しない場合、誰がそれを回収、処分しなければならないのかということになりますが、廃棄物処理法上の観点から申し上げますと、大変心苦しいのですが、土地の占有者がその責務を負うこととなります。つまり、公有地であれば、そこを所管する管理者が、また私有地であれば、その土地の所有者または管理者の方で撤去、処分していただくこととなっております。山林での不法投棄の回収にはかなりの労力が必要な上に、処分にも費用がかかるということから、土地所有者の方におかれましては、自分は捨てられた被害者なのだという、なぜそれをというふうに納得いかず、憤慨される方もいらっしやるかと思えます。もし、私有地に大量の不法投棄があった場合には、まずは生活環境課のほうに御相談いただきたいと思っております。投棄現場のほうから道路上までの回収処分につきましては、申し訳ないんですが、地権者の方をお願いいたしまして、その後の運搬、処分につきましては町のほうで対応させていただきたいと考えております。

なお、広範囲にわたって大量の不法投棄が私有地にあって、自力で回収が難しいという事例もあるかと思えます。以前、町内で行われました事例でございますが、そのときは周辺の地権者同士の方が連携し、さらに地域の有志の方のボランティアによります方たちにおいて、協力しながら投棄物の回収を行われたという事例もございます。

ので、そういったことも一つの方法として御検討いただければと思っております。  
以上です。

### ○前田弘次郎議員

この質問をしたのは、実は不法投棄を実際された方ですね。自分の土地にされたところ。こういう林道をずっと下っていったところなんですけど、そこは役場のほうに来られているので、課長さんも分かっていると思いますが、谷のすぐ横に捨てたら集められるんですけど、谷底に落ちているんですね。これは、農業用のマルチといいますかね、ビニール、あれがたくさん落ちていたと。それで、役場に来てお願いしたが、先ほどの答弁のとおり、私有地ですので、上げるのは自分たちで上げてくださいということで、地域の区長さんも含めて手伝いを、有志の方で手伝って、ロープで一つ一つ結んで上から引っ張って片づけをされております。これは条例でもそういうふうになっていますので、町としての考えも分かります。しかし、答弁の中にも大変心苦しいという言葉もあるように、捨てられた方は、何でうちに捨てようとやと、それをわがどんでせんばいかんて。若い人ならいいんですけど、年配の方たちになってくると、どうしても自分たちでできないと。こういうところに町が少し寄り添っていくようなことをしていかなと、特に有明地区の向こうは、早く言えば鹿島が近いんですよ。塩田が近いんですよ。買物も鹿島に行くんですよ。病院も鹿島に行くんですよ。あまりこっちに来ないんですよ。特に山、南地区の山あんたん、あんたんて言えば分かりますか。南のほう。こんたんというのは北のほう。あんたんのほうの方々は、ほとんど家は鹿島を向いとつです。私の家もそうなんですけど、鹿島を見とります。町長、そこに町長たちが目を向けてくれんと、向こうの人たちは、あら、私たちは鹿島のほうの住民がよなかねという声が出やしないかと、私は心配しております、地元としては。自分の家も、ばあつと見たら鹿島しか見えないんですよ。なかなか白石町を見ようと見たら、山があつて見えないんですよ。この辺のことも含めて、捨てられた方の気持ちも今後しっかりくんでいただき、やっていただきたいと思っております。

では、最後に町取り組みの中にごみの不法投棄の防止とありますが、防止になっていないのではないのでしょうか。不法投棄対策についてお伺いいたします。

### ○土井 一生活環境課長

町が行っておる不法投棄対策についてということでお答えさせていただきます。

町が行っている不法投棄対策といたしましては、まず白石警察署や各組織の代表者など、12名で組織しております不法投棄対策協議会を設置しております。不法投棄に関する取り組みや意見交換、情報交換などを行っております。また、町内を25エリアに分割いたしまして、そこから推薦された25名の方に環境保全監視員ということで委嘱させていただきます。毎月3回程度担当エリアのところのパトロールを行っていただきまして、不法投棄や野外焼却などの監視や情報提供を町のほうにいただいております。さらに、県につきましても、県内100名の方を廃棄物監視員として委嘱されております。本町からは8名の方が委嘱を受けられて活動いただいております。さらに、町内全ての郵便局と協定を締結いたしております。不法投棄を発見した場

合には、町のほうに連絡、通報いただくことをお願いいたしております。監視員さんや町民さんのほうから通報や連絡があった不法投棄に対しましては、生活環境課の職員が現場のほうをすぐに確認いたしまして、不法投棄が繰り返されるような場所につきましては、町のほうから啓発看板や監視カメラなどを設置するなどの対策を行っております。それから、環境啓発に関する広報等につきましても、ごみの不法投棄は犯罪ですというタイトルで、違反した場合には5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、もしくはその両方が科されるなど、厳しい罰則もありますので、そういうものを掲載して、住民の方、また地域の方のほうには周知徹底をさせていただいております。

今後も環境監視員の皆様や関係機関との連携によりまして、町内の環境保全や景観の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

執行部の皆さんのおかげで、60分、時間を残すことなく終わることができました。ありがとうございます。しかし、町長、少し向こうのほうを見てください。ここからは遠うございます。議員の中で一番遠いのは私です。時間をかけてやってきております。一山越えて役場まで来ていますので、どうかこの辺のこともお忘れなく、今後の白石町の発展のために町長が頑張ってくださいをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

### ○片渕栄二郎議長

これで前田議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

10時30分 休憩

10時45分 再開

### ○片渕栄二郎議長

会議を再開します。  
次の通告者の発言を許します。友田香将雄議員。

### ○友田香将雄議員

議員番号3番、友田香将雄でございます。  
通告に従い、3つのテーマに沿って質問させていただきます。どうぞよろしく願います。

まず1つ、教育環境の充実について質問いたします。

自転車の運転者に対して、ヘルメットの着用が努力義務化されました。今年の4月から義務化されたんですけれども、もともと本町では小学校に関しては、子どもたちに関してはヘルメットの着用をするようにというふうになっております。中学校につきましては、指定のヘルメットを着用することに義務としてなっております。このことについて、今回のヘルメットの着用が義務化されたということで、高校生に対して

も使いやすい形の仕組みができないかなというふうに考えております。

そもそもヘルメットの着用が努力義務化になった経緯としましては、御存じとは思いますが、改めて御説明させていただきます。これは、福岡県警のポスターに分かりやすい例がありましたので、こちらのほうを参考にさせていただきます。

自転車の乗車中の死者、人身損傷部位におきまして、大体自転車で亡くなられた方のおよそ6割が、頭部に致命的な損傷を負ったことが原因というふうになっております。また、ヘルメット着用状況別の致死率に関しては、着用した場合から比べて、ヘルメットをしなかった非着用の場合に関しては、およそ4倍の致死率となっているというデータもあります。このことから、ヘルメットを正しく着用することが生命の保持に対してすごく効果的であるということで、今ヘルメットの着用が努力義務化されたということになっております。

そのことを鑑みての質問です。

今、私も小学生の子どもがいます。それで、ヘルメットの着用をさせております。中学校に上がる時に、指定のヘルメットを着用しなきゃいけないということで、ヘルメットの購入をしております。その中学校のヘルメット、今年度の1年生に関してはデザインが変わったということで、若干改善はされているというふうに伺ってはいるんですけども、従来のものに関しては大分重かったということがあって、しかも蒸れやすいということもありまして、着用としては子どもたちからは不人気だったという話を伺っております。それに関して、今年度の1年生、統合の関係もありますので、新中学生の1年生の子どもたちに対しては、通気性がよくなったものに変更になったというふうに伺ってはいるんですけども、それについてもなかなかまだ重たいという声であったりとか、あとはデザイン的に高校生になったときには使いにくいという声もあります。そういったことから、ヘルメットに関してはそもそも指定じゃなくて、例えば推奨品という形で提示をして、子どもたち、保護者、各御家庭にヘルメットはどのようなものを着用するかどうかというのは任せてもいいんじゃないかなというふうに考えております。

そういったことからの質問なんですけど、まず1点目として、そもそも指定をするに際しての必要な項目というのとはどのようなものになっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

### ○梅木純一主任指導主事

ヘルメットに関する質問でございますが、まず現在の状況についてですけれども、先ほど議員さんがおっしゃったように、各中学校とも通学時にヘルメットを着用することというのを義務化して、そのヘルメットについても指定の品ということで購入をしていただいているところです。この状況で、これで安全確保や、それから価格の高騰とならないというような配慮がなされているところです。

昨年度、ヘルメットの形態のほうが多少変更されたということで、通気性、重さ等についても以前よりも改良されたということを伺っているところです。現在、新中学校の開設を来年度に迎えるに当たり、校則等については生徒指導担当の先生、生徒会等を中心にその見直しを図っているところです。ヘルメットについても、議論は今の



ところはされてはいないんですけれども、校則等を議論したように、今後生徒会、PTA、教職員等でルールを変更していくということは可能ではないかなと認識をしているところです。

ただし、ヘルメット着用の目的というものは、生徒の生命の安全確保、ここにありますので、この安全の確保というものがまず一番の命題になるというふうに考えているところです。その上で、安全基準、色、形、価格等の配慮も今後十分検討できるものではないかと考えているところです。

### ○友田香将雄議員

ありがとうございます。すみません、私が把握し切れていなかったんですけれども、大体指定品をするに当たって必要な項目があると思います。例えば、SGマークであったりとか、そういった必要な項目があると思うんですけれども、指定品を選定するに当たって、どういった項目が基本としてあられるのかというのを少し教えていただけますでしょうか。

### ○梅木純一主任指導主事

各中学校でそれぞれあるということで、それぞれの業者にこれまでの流れの中で注文しているということを伺っておりますが、その業者さんの中でも安全面の確保、ここに指定の部分が入っているかどうかまではここで今回答ができないんですけれども、まず一番のところとして、安全性の確保というところとなっていると伺っております。

### ○友田香将雄議員

すみません、事前にお伝えしていたつもりだったんですけれども、抜けていたようで、申し訳なかったです。

先ほど答弁にもありましたように、安全性の確保が私としても第一だというふうに考えております。基本的に、自転車用のヘルメットに対してはSGマークであったりとか、あとはいろいろな、EU関係であればCEマークであったりとか、CPSC、これはアメリカのほうの基準ではあるんですけれども、こういった様々な基準があります。どういったものを基準として認めていくのかというところの議論は、今後ある程度自由に決めていくという間口を広げていくためには、そういった基準をどう設けていくかというところも考えていく必要があるかなと思いますので、そのあたりも含めて、ぜひ子どもたちと一緒にこのあたりも、子どもたちも含めて、その保護者も含めて議論をしていただきたいなというふうに思っています。

なかなか、私の子どもも高校に上がったときに、言いました。ヘルメットの着用をしなきゃいけないでしょうという話をするんですけれども、デザイン性のところがあって、中学校のやつは使いたくないということで言われたので、そうだよなというところも思っているところではあります。それで、冒頭に申し上げましたように、そもそもヘルメットの着用というのは自分の命を守るために必要なものということがありますので、そういったところで思春期を迎える子どもたちが自分たちから積極的にヘルメットの着用をしてもらえるというところを考えていくと、ある程度のデザイン性

を認めた上で、着用というところに対して重きを置くという方向性がすごく大事じゃないかなというふうに思うんですけども、教育長、そのあたりに対して一言お願いします。

### ○北村喜久次教育長

ヘルメットの着用のことについて御質問をいただいております。

先ほどから主任も申しておりますように、今学校のほうは、今詳細は分かりませんが、SGマークというのが多分中心になっていると思います。ただ、これが2年ぐらい、ヘルメットの安全性が確保、担保できるのがですね。そういうことでやっていますけれども、このヘルメットでなければならないというのではないかと思います。今の中学生がかぶっているヘルメット、白いヘルメットですけども、あれを高校生がというのは厳しいかなと思いますので、校種が変わっても使えるような、そういうことを今後、先ほど申しましたように、広く検討していったいいかなと思っています。

### ○友田香将雄議員

ありがとうございます。ぜひこのヘルメットを着用すること、学校通学時に関しては、登下校時にはもちろん着用してくれているとは思いますが、それ以外でも使ってもらえるような形の仕組みというのをぜひ考えていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

では、次の質問に移りたいと思います。

まず、すみません、私の横にキャリーケースを持ってきているんですけども、これが何なのかというふうに思われたと思います。これが何かと申しますと、昨今、小学生、中学生の子どもたちの荷物の重さが問題になっていることは皆さん御承知のところだというふうには思っているんですけども、これはネット上の話ではあるので、どこまで正確性があるかというのは私も担保できていないところではあるんですけども、とある大学の教授の方が調べたところ、小学校1年生の子どもさんが持たれている荷物、大人だったらどのくらいなのかというところで、一番近いものがこれだったので、これを持ってきています。すみません、格好が悪いんですけども、1年生の子どもたちって、大人だったらこういうイメージなんですね。こんなイメージです。重さといったら、大体180センチ、体重70キロぐらいの方に対しては、ほぼ約20キロぐらいの荷物を持ち歩いているという計算になるということです。小学1年生のランドセル、これは2017年のデータなのであれなんですけれども、大体平均5キロの荷物を登下校時に持っていているという話です。それで、例えば大人で言ったら、先ほど言ったように20キロ、例えばランドセルだけでなく水筒であったり、お着替えバッグであったり、もっと言ったら図書の本を持って帰ったりとか給食袋であったりとか、いろいろなものを持っていくんですね。その重量が重たいということで、大人だったら20キロぐらいのもの。それで、例えば片道、一応小学校で言ったら通学圏内、通学距離に関しては4キロ以内というふうになっておりますので、4キロといったら、およそ子どもの足で言ったら1時間以上かかる道のりであります。大人で言

ったら、20キロのものを1時間かけて歩いて行くと、まあまあハードなことじゃないかなというふうに思っているんですけども、お気持ち的に、せつくなので副町長、副町長だったらその道のりってしんどいんじゃないかなと思うんですけど、副町長やったらどう思われますか。

### ○百武和義副町長

先ほど、1年生が5キロの荷物を背負ってとか抱えて通学するのを、大人であれば20キロという換算になるということであれば、これは私はとても4キロ歩けないんじゃないかなということを感じました。そういうことで、毎日重い荷物を持って登校しているんだなということ、びっくりしました。

以上です。

### ○友田香将雄議員

急に振ってすみませんでした。ありがとうございます。そうなんですね。大人でも、まあきつと言われると思います。小学1年生の平均体重がおよそ21キロという話になっておりますので、およそ体重の4分の1の荷物を子どもたちは毎日登下校されていると。持込み資料の1番ですね。こちらに男女の平均体重が載っている資料を添付しておりますので、御覧ください。小学校1年生に関しては、体重の4分の1の重たいものを毎日持っていっていると。本町にしましても、自主登校、自力登校のほうを推奨しておりますので、そこで子どもたちは日々頑張ってくれているというところがあります。

ただ、この後も答弁いただけると思うんですけども、この負担というのが本当に正しいのかということに対して、文部科学省のほうで2018年に通達がっております。児童・生徒の携行品に係る配慮についてということで、ここで事務連絡として出ているんですけども、これについては、過度な負担をかけることがないように配慮をしてくださいねという通知が出ております。それに対して、本町でも様々な形で負担軽減のほうに取り組んでいただいているというふうに思っておりますが、今現在の負担軽減の取り組みについて答弁をお願いします。

### ○梅木純一主任指導主事

このことについては、今お話の中にもありましたけれども、文部科学省より平成30年9月6日付で児童・生徒の携行品に係る配慮についてという通知を受けまして、本町においても校長会等を通して児童・生徒の携行品、持ち帰り道具等が負担過多にならないように工夫を図るようお願いし、実施をいただいているところです。具体的に言いますと、家庭学習で使わない不必要な教科書等は置いて帰る。それから、1週間の予定表を作成し、必要な道具を早めに知らせて、一度に持ち帰ったり持ってくるものが多くならないように配慮する等の工夫をいただいているところです。

### ○友田香将雄議員

昔だったら、教科書は全部持って帰れという話のところ、今は置き勉を認めてい

ただいているというところでした。ただ、こちらのお話をいただいていたので、私も実際町内の小学生、中学生の荷物が大体どのくらいかというのを調べてまいりました。こちらは私の主観的なデータなので、お示しすることはありませんけれども、基本的に小学生の子どもたちが持っているランドセルの低学年に関しては、およそ4.5キロですね。一番重かった子で7キロくらいありました。中学生に関しては、一番重い子は12キロの荷物を持っていて、何がそんなにたくさん入っているんだという話をしていたら、様々な道具であったり、または登下校時の部活動とかの荷物を持っているというところもありました。そのあたりで、どのあたりを徹底されているかということでお聞きすると、学校の先生の判断のところは結構強いので、実際のところに関しては、これは持って帰ってね、使わないものではあるけれども、これは持って帰らなきゃいけないという話の指導が行われたりというのであって、各学校と各担任の先生方によっても御意見とか対応が様々、ばらばらのところが、正直町内でもあるという実情が出てきました。なので、先ほどの答弁のほうにもありましたように、置き勉という形で負担軽減をしていただけるということなので、ここに対してはしっかりと指導のほうを、各学校のほうにもう一回通知のほうをしていただきたいと思いますけれども、その中で1つ私としてはお示ししていただきたいんですけども、そもそも荷物の重さというところに対して、大体このくらいの重さだったら適正だとか許容範囲内だということの、もともとの目安があるのでしょうか。答弁をお願いします。

#### ○梅木純一主任指導主事

具体的な目安というのは示されていません。一概に同じ学年といっても、体格、体力、それぞれまちまちなところもあるかと思えます。数値的なこれくらいが適切ですよという形の目安は、今示されてはいません。

#### ○友田香将雄議員

これが、なかなか目安として考えにくいというお話が、これはほかの自治体のほうにも確認をしたところ、お示ししにくいという話がありました。その中で、1つ参考としてあるのが、これはアメリカのほうの小児科学会のほうのお示しなんですけれども、基本的に、アメリカのほうだったらランドセルじゃなくてリュックサックですかね。になるんですけども、そういったものの重さに関しては、体重のおよそ10%程度が望ましいという話になっております。全体的に考えると、10%ということは、20キロの子に関しては2キロというふうになっちゃうので、あまりにも難しいというのは目に見えているので、およそ全体的な学区、学校さんのほうに言ったら、大体10キロから20キロ程度の範囲内で収めるようにしていますという自治体さんもありました。こういった形で、基本的にどの重さだったら適正なのかというのをある程度の目安を持って取り組まないで、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、20キロの子であつたら大体4キロ程度という話になってくるので、例えば先ほど言ったランドセルの基本的な平均の重さは大体5キロという話なので、じゃあその1キロ程度、何とか負担軽減をしてあげることによってその範囲内に収めれるとか、そういう議論が多分必要になってくるんじゃないか

なというふうに思っております。

それで、そう考えてきた場合、ランドセルの平均が大体1.1キロぐらいですね。今現在タブレットが導入されているんですが、タブレットが大体1.3キロぐらいですね。というふうになってきて、その時点で2キロ強あります。それで、例えば夏の状況になってきますと、ここに水筒が入ってきます。水筒の重さ、水筒の量といたら、大体800ミリリットルから、子どもたちに対しては1キロ、1,000リットルから1.2リットルとか、そういった形を持っていております。それは、夏の期間に関しては水分補給をしっかりしなきゃいけないですよという話になっているので、大きめの水筒をお願いしますという指導もありました。そういった形で大きめの水筒を持つことによって、水筒そもそもの大きさを考えると1.5キロぐらいあるものを持っていてという形で、小っちゃい子に関しては、1年生、2年生の低学年の子どもたちに対しては、体に見合わないような大きい水筒を抱えて持っているという子どもたちもいらっしゃいます。そういったことを考えてくると、すぐ重たくなっちゃうんですね、荷物として。そういったものもある程度目安を持って、負担軽減というところに取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりについての考え方の答弁をお願いします。

#### ○梅木純一主任指導主事

なかなか現時点で目安というところは難しいところがあるとは思うんですけども、先ほどお話ししたとおり、それぞれの学年で体力、体格、それぞれまちまちであるということを教員側もしっかり認識しながら、どの程度の荷物を子どもたちが今持っているのかということを十分把握する、教師側も把握し、それからそうした機会を常に共有する、教員間で共有するというのも必要ではないかなというふうに考えております。また、保護者の方にも理解をしていただきながら、一度に荷物を持っていくことがないようなことをお互いに考えていってするということにつながっていかねばいけないのかなと考えております。

#### ○友田香将雄議員

今答弁にもありましたように、保護者と連携してやっていく必要があるかなというふうに思っております。

そこで、先ほど申し上げました文部科学省のほうで通知を出されている児童・生徒の携行品に係る配慮についてのところの工夫例、その他類してる点についてのところにあります。日頃から学校に置いていくことを認めているものや、学期末に持ち帰るものについて、学年通信等の文書で保護者には連絡し周知していくということでありましてけれども、これは先ほど申されましたように、保護者のほうにどういった形でこのあたりを通知していくのか、協力というか、理解を求めていくのかということに対しての取り組みについて、お考えがあれば答弁をいただきたいんですけども、よろしく申し上げます。

#### ○梅木純一主任指導主事

先ほど最初に答弁しました平成30年の通知の際の校長会等で、実践例等も含めて紹介をし、その中で学校の中で取り組めるものを実践していただきたいということでお願いをしているところでした。各学校で、すみません、具体的にこれを全部しなさいというところまでは、こちら側ではしてはいないところですが、それぞれの学年であるとか学校単位で実施をしていただいているかなと思いますが、先ほど言ったように、全ての学校でできているかどうかはまだこちらも把握できておりませんので、確認をしながら、携行品の配慮ができる部分を働きかけていきたいと考えております。

### ○友田香将雄議員

ぜひよろしく申し上げます。この負担軽減のところは、ただ単に子どもたちに、これはいろいろな賛否があって、ランドセルが重いからこそ体が鍛えられるという御意見を持たれている方もいらっしゃいます。私はあまりそうは思わなくて、基本的に適切な負担は必要かも分からないですけれども、過度な負担をかけることによって学校の登下校がつかなくなるということ自体はそもそも問題でありますし、今からお聞きする、炎天下時にそんな重たいものを持って延々と歩かされるということ自体が、そもそも熱中症のところにつながっていくんじゃないかなというふうに考えております。なので、この負担軽減というところに関しては、しっかりと取り組んでいただきたいですし、今現在タブレットを導入されているということがありますので、例えば音読をする宿題が出た場合、その音読の画像データのほうをパソコンのほうに入れてあげたら、そもそも教科書を持って帰る必要がなくなるとか、そういった工夫もできますし、例えば宿題に関して、タブレットを基にしてなるべく負担を軽減していくという取り組みもできるんじゃないかなというふうに思っております。これは、実際ほかの自治体のほうでも、基本的に子どもの持ち帰りの負担軽減のところ、タブレットを中心にした取り組みでやっていくというところの方針に切り替えられたところもあります。この負担軽減、ぜひ今後の取り組みをお願いしたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

それで、その炎天下の登下校時における熱中症対策についても、また質問させていただきます。

端的にこの熱中症対策について、今現在どのような形で取り組まれているのでしょうか。よろしく申し上げます。

### ○梅木純一主任指導主事

熱中症に対する取り組みですけれども、基本的には環境省等から発出されています熱中症指数等を参考にしながら活動することを原則に取り組んでいるところです。現時点の状況ですけれども、特に暑さがこれまでにないものになってきているという現状を鑑み、中学校の部活動につきましては、暑さ指数というものを十分に確認し、一定の基準になったら即刻中止ということも、通知を出して取り組んでいるところになります。

### ○友田香将雄議員

その熱中症対策のところ、私としても1つ提案があるんですけども、先ほど申し上げました子どもたちの登下校時の負担軽減というところにもつながる話です。今現在、先ほど申し上げましたように、水筒に関しては年々大きくなっていていっているというのがあります。水分補給をしっかりとやっていかなきゃいけないというところがあって、大きくなっていていっているんですけども、今回の熱中症対策というところで、子どもたちの水筒が大きくなっていていっているというところの課題を鑑みて、公立の小学校、中学校のほうで浄水器だったりというところの設置が最近進んでいっております。例えば、大きい水筒ではなくて、ある程度適当なサイズの水筒を持って行って、各学校のほうで水分の追加の確保ができるという仕組み、これが必要じゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりについての議論は今まであったのでしょうか。

#### ○梅木純一主任指導主事

今、浄水器の件が出てきたところですけど、以前冷水機等は設置をされていた部分にはありましたが、衛生面等の課題のほうが出てきた部分もあり、現在使われていない現状になっているというところなんです。水道水については、基本的には飲むことは可能な状況ですので、もちろんそれでも水筒の水の交換等は可能にはなっています。

#### ○友田香将雄議員

今、生活形態の変化というのがあるって、なかなか水道水をそのまま飲むというところに抵抗がある子どもたちも実際にいるというのが実情なところがあると思います。私は、水道水は普通に飲むほうではあるんですけども。ただ、そういった形で水分補給に対して二の足を踏んでしまう子どもたちというのがいるのも鑑みると、浄水器の設置というところも、これは結構自治体の行政側が主導権を持ってやっていますというところが散見されるので、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますし、もう一つ言いますと、スポーツドリンクの持込みについて、今現在、ちなみにこういった形の指導になっているのでしょうか。持込みは全く駄目という形になっているのか、例えば夏季期間に関しては、スポーツドリンクに関しては持込みはいけるという形になっているのか、そのあたりについての答弁をお願いします。

#### ○梅木純一主任指導主事

水筒の中身について、これでなければならぬと指定していることはないかなというふうに認識をしています。特に、夏季期間、それから部活動のある子どもたち等にとっては、スポーツドリンク等も推奨していると認識しています。

#### ○友田香将雄議員

ありがとうございます。スポーツドリンクを持っていっちゃ駄目だというふうなイメージを持たれている御家庭もあるので、ここはしっかりと発信してもらっていいんじゃないかなというふうに思っております。実際、今現在全国的な小・中学校の8割はスポーツドリンクの持込み、夏に限っては認めているというデータもありますので、

そこに関してはしっかりと話をしていく必要があると思いますし、先ほども申し上げました中学生の荷物の重さというところ、10キロ程度の荷物を持っている子どもたちがたくさんいらっしゃいますよという話をお伝えしたと思うんですけども、そのあたりについても同じ現象なんですね。水分確保をしなきゃいけないために大きい水筒を持っていつている。結構2キロある水筒を持っていつている子たちもいらっしゃるんですね。そこを考えていくと、2キロの水筒でも足りないというところで、大分困っているところもあるので、例えばスポーツドリンクであったり、いろいろな水分補給を中学校内でできる仕組みですね。なかなか難しい話ということは承知してはいるんですけども、例えば購買機能をそこで設けるであったりとか、例えば自動販売機の設置を認めてあげるとか、そういった形で子どもたちの水分補給に対してはハードルを低くしてあげる必要があるんじゃないかなというふうに思います。特に本町は、スポーツと健康推進のまちというふうにしておりますので、今後スポーツ振興として力を入れていくことになっていくかというふうに思っておりますけれども、そのあたりで子どもたちのスポーツをしっかり応援できる形で、水分補給というところに関して、もうちょっと取り組みとしてできるんじゃないかなというふうに思いますが、そのあたりについてどのような考えを持たれているのでしょうか。

#### ○梅木純一主任指導主事

自動販売機や購買というふうな視点からであると思います。

現在、児童・生徒の栄養管理を実施している学校給食というふうな形を導入している観点から考えても、購買、それから自動販売機等を設置し、児童・生徒の給水の部分であるとか水分補給をサポートすることは難しいのではないかなと考えています。あわせて、学校の場合、校内における金銭管理の問題であるとか、購買等の管理運営、それから今後の部活動の地域移行等やスクールバスでの送迎等も含めて考えたときに、現時点ではまだその考えはない状況です。

#### ○友田香将雄議員

購買はかなりハードルが、難しいかなとは思いますが、自動販売機の設置、これは実際に全国的な公立中学校のほうでも設置されているところの事例がたくさんあります。また、今回の水分補給というところだけじゃなくて、今現在必要であるということで認知が広まっております補食、中学生に対する補食、こちらのことも考えていくと、いろいろな形で子どもたちの栄養補給のサポートができる仕組みをつくっていくということに関しては考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひこのあたりについては今後の議論として持っていていただきたいと思っておりますし、そもそも水筒の大き過ぎる問題というところも登下校の問題としてあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ今後の議論の一つのテーマとして持っていていただきたいというふうに思っておりますので、このあたりについてぜひよろしくをお願いします。

では、次の質問に移ります。

なかなか時間が迫ってきたので、端的にやっていきます。



有明地域新設小学校、新しい学校づくり準備委員会のほうで設置がされましたが、今現在取り組まれております中学校の準備委員会で浮き出た課題がたくさんあるかというふうに思っております。いろいろな会議録のほうを見ますと、PTAの議論がなかなかやりにくいという問題であったり、あとは教育計画であったり教育方針について、なかなか出てこないということに対して不満の声が出ていたという会議録も見てとれます。そのあたりも踏まえて、今回の有明地域新設小学校にこういった形でつなげられていくのか、改善をされていくのかというところについて答弁をお願いします。

### ○永石 敏新しい学校づくり専門監

新設中学校の新しい学校づくり準備委員会につきましては、令和3年5月に設置をいたしまして、これまで2年3箇月までの間に12回の全体会、24回の部会を開催いたしまして、令和6年4月の開校に向けて今大詰めを迎えているところでございます。

部会には、総務部会、組織部会、学校運営部会の3部会があり、各部会の協議項目についてそれぞれが調査検討し、その検討結果を全体で協議し、取りまとめていくという流れで進めております。また、準備委員会とは別に、制服や学校指定備品の検討委員会や、各中学校のPTA代表によりますPTA再編会議、学校の先生方によります8つの校務分掌部会等によりまして協議を行っております。有明地域の小学校につきましても、基本的にこのような流れで進めていきたいというところで考えております。

中学校の準備委員会で浮き出た課題はというところでございますが、議員がおっしゃいますように、学校の運営方針が出てくるのが遅かったのではないかとこのところもありました。そういう点につきましては、1回目の準備委員会において新設の中学校づくり基本方針を示し、その後協議を進めてきたところでございます。しかしながら、早期により具体的に学校運営方針について話し合い、それを基に様々な議論を進めていくことは重要であるという点は課題として感じましたので、小学校の準備委員会では学校目標や学校構想等の基となる校訓について、既に学校運営部会、総務部会で協議し、案として取りまとめ、次回の全体会に諮ることとしております。校訓を決定いたしまして、学校教育目標等についても早期に協議、決定をしていきたいと考えております。また、PTAにつきましては、準備委員会で協議するのでは意見が出にくいのではないかと、また準備委員会でこのように決まりましたのでよろしく申し上げますとPTAのほうに渡すのでは違うのではないかとこの意見がございました。具体的な決定は、各中学校のPTAの代表者による検討会を設置いたしまして、PTAが中心となって進めていきたいと思っております。

このように、中学校の準備委員会では様々な項目について協議をいただいておりますが、PTAのほか、制服のデザインなどを協議していくものもあり、別で検討する場を設けたものもございまして、校歌の制作など、なかなか意見が出にくいものもありましたので、工夫しながら小学校に生かしていかなければならないと考えております。

### ○友田香将雄議員

私もPTAのほうに少し関わらせていただいているので、確かにやりにくいだろう

などというのは、私としても印象がありました。それで、これを何でお聞きしているかといったら、先ほどもありましたように、有明地域新設小学校新しい学校づくり準備委員会のほうの、これはホームページにも書いてあるんですけども、組織部会のところに、改めてまたここにPTA活動というふうに書かれているので、どういったものを議論するのかな、素直にまたやりにくいという話が出るんじゃないかなというところの危惧があつてのお話でした。

もう一つ、先ほど答弁としてもありましたように、なかなか教育方針に関して意見が進まなかったというところに関しては、この会議録のところにも載ってはいるんですけども、私のほうにも数名の委員の方、委員だった方からも話がありました。そもそもこの学校をどういうふうな学校にしていきたいのかという議論がもっとたくさんされると思っていたのに、予想と違ったという話が結構あつたんですね。なので、逆に言ったら、委員の方々はそのぐらい積極的にもっと議論をしたいという思いを持たれてなられているという背景がありますので、ぜひそのあたりも含めて、今回の有明地域のところの準備委員会に関しては盛り込んでいただきたいというふうに思いますので、ぜひこのあたりについても取り組みをよろしくお願いします。

そしたら、大項目2番のほうに行きます。

農業経営の安定化について質問をいたします。

端的に質問をします。

国においては、食料自給率の向上や多面的機能の強化を図るために、水田活用の直接支払交付金制度により、米からの転作を促されております。その交付要件が変更になったことによる本町の課題と対応について質問いたします。

## ○吉村 浩農業振興課長

経営所得安定対策等の中の水田活用の直接支払交付金につきましては、過去には転作奨励金と呼ばれていました。国が運用しておりまして、水田で食料自給率の向上に資する麦、大豆、飼料作物等を生産する販売農家などに対して、交付金として支払われています。令和4年度からこの交付金の対象となる水田の見直しが行われることになり、昨年12月に従来要件の再徹底が求められるとともに、5年水張りルールが方針として示されました。この方針が発表された際には、町内農業に大きな影響があるとして、大きな衝撃を受けたところです。内容としましては、令和4年度から令和8年度までの5年間に一度も水張りが行われていない農地は、交付対象水田としないということです。その目的は、水田としての実態がない農地を交付金対象から外すことと、水田の畑地化、——これは畑の土地と書きまして、畑地化ということです——麦や大豆など、畑作物の栽培が固定化している水田を畑地に転換することで、水田での転作ではなく本作として取り組み、輸入依存度の大きい畑作物の増産を促すこととされています。

この見直しによる白石町の課題としましては、施設園芸農地の貸し借り、新規就農者への影響が挙げられます。まず、施設園芸につきましては、ハウスを建てていて水張りをするのは事実上できないということです。施設園芸に取り組む農業者が交付金対象から外れてしまいます。農地の貸し借りにつきましては、一旦畑地化され

た農地につきましては、将来的にも交付金対象となりません。このため、耕作者は交付金対象の農地を借り受けたほうが有利になりますので、今後増加してくるであろう離農者の農地を借り受けてくれる農業者等が減少し、これに伴う遊休農地が増加することが心配されます。

続きまして、新規就農者でございます。

先ほどの2番目の件と関連しますけれども、今現在白石町で力を入れておりますしろいし農業塾、いちごトレーニングファームの卒業生などが新規に農地を探して施設園芸に取り組む場合、農地の貸付けが敬遠されることがあるのではなかろうかということで心配をしております。

これらの問題の対応策ですけれども、まず施設園芸につきましては、野菜、果樹、花卉等の高収益作物の作付をした場合には、国の事業で別のメニューが、畑地化支援事業、定着促進事業というのがございますので、そちらの交付金を受けていただくという事の御案内をしております。

2番目の農地の貸し借りへの対応につきましては、水稻の作付、水張りが可能であれば、なるべくこの5年のうちにできないかということで、窓口等でお勧めをしているところです。

3番目の新規就農者への対応につきましては、廻里江干拓、園芸団地等がございますけれども、こちらは地目が畑になっておりますので、この畑地化の影響を受けないということで、極力こちらのほうに誘導することにしております。

以上です。

### ○友田香将雄議員

先ほどありましたように、本町としても大分大きな話であります。今回改定になっております。それで、端的に申しまして、特に農地を借りられている方が借りにくくなるという問題もありますし、支払交付金の対象外となった農地が、私としては前の一般質問のほうでも取り上げておりますけれども、今後本町としても取り組まなきゃいけない農地の集約化に対して、大きくハードルを上げてしまうという課題があるというふうに思っています。このあたりについて、町としてはどういった形で、この町としての困り事というのを国のほうに要望していく行動というのとは取られているのでしょうか。それとも、今後予定されているのでしょうか。

### ○吉村 浩農業振興課長

この交付金の変更についてですけれども、この問題点については、この仕組みが、先ほどおっしゃられてあるとおり、農地の流動化の妨げとなると。今後、担い手農家に農地の集積をしていくことがこの人手不足の中では肝要なことと思いますけれども、これができなくなるようなことではないかということで、危惧しているところです。このため、町として国、県等に改善として求めたいことは、一旦畑地化とされた農地であっても、耕作者が変わって水張りをすれば、再度交付金対象水田とするというようなことができないか、今属地として扱われておりますけれども、属地として取り扱っていただけるようお願いできないかということをお願いしたいと、また機会があれば

ば国等に要望をしていければなということだと思っております。

以上です。

### ○友田香将雄議員

今回、一般質問にこのテーマを入れたのは、今回の制度の変更は、決定して、執行部さんのほうからも今年の春にお話をいただきました。大きな問題であるということとともに、意外と佐賀県以外からはこの話については出ていないという実情もお聞きしました。ただ、本町としてはかなり大きな影響を及ぼす話ではありますので、私もいろいろな関係各所のほうに今いろいろな調整だったり、要望の調整を行ってはおりますけれども、これは議員だったり、例えば議会であったりだけではなくて、ぜひ執行部側のほうからも声を上げていただきたいというふうな思いがあって、今回これを議事録として残したいという思いがあって、今回質問させていただきました。実際、これで今後たくさんトラブルが出てくる可能性があるというふうに思っています。そこに対しても、私も一人の人間として取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ力を合わせて、この問題に対しては解決に行ければというふうに思っております。ありがとうございました。

そしたら、最後の大項目3番、消防団活動の理解促進についての質問をいたします。

消防団員の確保と消防団活動に対する住民の理解促進のための周知方法について質問をいたします。

私自身も消防団として、15年ぐらいになるかというふうに思っております。その間も、火事の現場に何度も行ったりとか、いろいろな行方不明の方だったり、の捜索とか、あとは地域の方に対してのアドバイスであったり、いろいろな活動を消防団として取り組むことをしてまいりました。ただ、残念なことに、消防団がそもそも必要なのかという声だったりとか、消防団ではなくて消防署の増設をしたほうがいいんじゃないかという意見もたくさんいただいたことがあります。残念な言葉であるなということとともに、ここに対しては住民の方々に対して、我々の活動というのをしっかりと理解してもらう必要があるんじゃないかというふうに思っております。そのあたりについて、住民の理解促進についての周知方法について答弁をお願いします。

### ○中村政文総務課長

消防団の活動に対する理解促進をということですが、まずもって消防団とは、消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置をされる消防の機関でございます。地域における消防、防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わずその地域に密着をして、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている組織です。

今現在、白石町の消防団の現状といたしましては、地域社会への帰属意識等の変化によって、新たに入団する若年層は年々減少しております。かつて、比較的若年層が中心でありました年齢構成でありましても、30歳未満の団員の割合が減少して、40代や50代の団員の割合が増加しているという状況でございます。このようなことから、消防団員の確保等については、地元の消防団によります地道な勧誘と、県やテレビCM等を通じて団員の募集を行って確保を行っているところでございます。

また、消防団活動に対する住民の理解というものが必要ということでもあります。

消防団においては、様々な活動が求められておりました、火災の発生時にはいち早く現場に出向いて、消火活動や付近の交通整理、またあるいは消防署の後方の支援を行っております。また、鎮火後に再び発火するおそれがある場合には、引き続き地元の部は特にですけれども、昼夜を問わず警戒を行っていただいているというところで。また、先ほど議員もおっしゃられました行方不明者の捜索依頼等があった場合には、消防団員、多くの団員がですが、必要になりますので、このような捜索活動に関しても出動をお願いしているところでございます。さらに、台風や集中豪雨、地震など、大規模な災害が発生した場合には、消防署から現場に到達するまでの間、相当な時間がかかることが予想されますので、そのような場合に同じ地域に住む消防団員によって救助活動、避難者の輸送等の活動が行われているのが現状でございます。

ここは、地域の地理的な状況とか住民の家族構成など、地元の実情に詳しくて、いざというときに迅速な活動が期待できるという消防団としては、地域にとって重要な役割を果たしております。このようなことですので、必ず消防団としては必要というふうに考えています。周知等では、最前線で行われておりますこの消防団の活動の内容を、地元消防団員を通じて町民の皆様にお知らせをしながら、消防団に対する御理解を求めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○友田香将雄議員

消防団というのは必要な組織であると思えますし、実際消防団ではなく、消防署となった場合、これも消防署のほうからも言われたんですけれども、間違いなくカバーし切れないと、地域のほうの対応をですね。というお話もいただいております。限られた財源の中で、これだけ災害時、緊急時の人員を確保できる仕組みというのは、消防団としてあるというのがありますので、この重要性というのは大きなものであるというところで認識をしていただければ、いろいろな方に認識していただければというふうに思っておりますし、そういった年間の活動について、広報として年一とかでもいいので通知をしていく、広報していくという形をぜひ取っていただければなというふうに思っており、ぜひ力を入れていただければというふうに思っています。よろしくお願いします。

そんな重要な組織ではあるんですけれども、人口減少の問題であったりとか高齢化というところで、団員の数が減少しているというところもあります。それで、本来であれば引退されると言われていた方が、もう一度頑張っていたらいる現状がある団もあられます。そういったことも考えて、消防団の負担軽減というところはしっかりと力を入れていく必要があるんじゃないかなというふうに思っており、今回質問をいれさせていただきました。

昨日の重富議員のほうからもありましたように、そもそもの消防団のいろいろな取り組みについての最高責任は町であるというふうな話がありました。その中で、端的にお聞きするんですけれども、特に一番負担が大きいというところでは、夏季訓練に関しては、秋季訓練に変更ができないかというふうに考えております。実際

取り組んだことがないというわけじゃなくて、去年は秋季訓練というふうに取り組まれております。

お手元の資料を御覧ください。

持込み資料の2、3を見ていただければと思うんですけども、特に2に関しては、8月の平均気温を載せさせていただいております。国土交通省の気象庁のデータですね。8月に関しては、ここ最近5年間で言えば、平均気温が27.8度とか29.6度とか、今年に関しても29.8度の8月は平均気温だったというふうになっております。これを例えば9月に変更した場合、平均気温は2度ぐらい下がるんですね。この状態でも、熱中症対策としてはすごく効果的であるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、もっと言いますと、持込み資料④ですね。

こちらはWBGT、熱中症アラートとかでも用いられている暑さ指数なんですけれども、こちらに関して、大体28を超えていくと嚴重注意ということで、31になると絶対に活動中止だよという話の大体の目安になっていると思うんですけども、これは去年のデータにはなるんですけども、今回6時ぐらいからの開始というふうになっておりました。それでも、その状態で25というふうになっております。終わり頃の9時に関しては嚴重注意になります27.5度、ぎりぎりのラインというふうなデータとして残っております。これも、例えば9月のほうに実施した場合、この指数に関しても一気にくっくとリスクとしては下がると、熱中症リスクが下がるというデータがこちらのほうにも出ております。

そもそも、夏季訓練を夏にしなきゃいけないというところに関しては、私はすごく疑問を持っております。昨日の答弁としても、組織としての規律を高めるために一定の訓練は必要ということで答弁がありました。私としても、その理解をしております。訓練としては、先ほども前田議員のほうからもありましたように、いろいろな訓練を基に実際の災害現場のほうに取り組むというところに対しては、すごく大事なことだというふうに思っておりますし、小隊訓練に関しても、一見意味がないということで言われる方もいらっしゃるんですけども、私としては組織として動くためには、あいつたものを通して規律を高めていくというのは、すごく大事なことだというふうに私としても理解しております。

ただ、そこに、規律を高めるというところに、暑さを耐え忍ばなきゃいけないというところに関しては、私はそこはイコールにするべきじゃないかなというふうに思っております。皆さん、ボランティアという形でこの取り組みをしていただいております。その中で、熱中症リスクをがんがんに背負って、それでもやってくださいというところは、私は避けるべきじゃないかなと思いますし、現に今年に関しては、伊万里市のほうで夏季訓練中に消防団員の方が倒れられてという話がありました。これは、万が一のことがあってくると、訴訟リスクを考えてくるとか、町のほうに反映されるということで考えていくと、これは避けるべきじゃないかなというふうに思いますが、このあたりについての所見をお願いします。

## ○中村政文総務課長

今年は、令和元年以来4年ぶりとなります夏季訓練を開催いたしました。昨年も8

月の同時期に訓練を実施する予定でございましたけれども、町内の新型コロナウイルスの感染の増加に伴って、中止を決定したという経緯でございます。令和2年度以降、コロナの影響で訓練ができていないということもございまして、何らかの形で訓練を実施したほうがいいのではないかなというようにことが団及び町の中の協議の中でありましたので、コロナの感染が落ち着いたというところの判断で、秋頃に開催したという経緯がございます。

それで、どうして8月の暑い時期にやるのかというところでございますが、1つは長年消防団の活動が続いておりますが、伝統というところもございまして、昨日も答弁をさせていただきましたけれども、なかなか災害現場は一律にはいかないもので、その暑い時期にやるところも一つの意義があるというようなところで答弁をさせていただいております。ただし、熱中症のリスク等も、この近年の暑さは尋常ではないというところは皆さん理解の上でございまして、考慮はかなり必要ではないかなというふうには考えているところです。それで、そこまで含めたところで、団のほうとも協議をしながら、実施をしていきたいと考えております。その暑さ対策という意味では、先ほど議員のほうからもお話がありましたとおり、1時間訓練を早めて、しかも効率的に時間を縮めて開催をしたというところでありまして、終わった後の感想としては、よかったというような話も聞いておりますので、そういうところまで含めたところで、今後の活動と訓練の在り方につきましては、消防団と町のほうで十分協議をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上です。

### ○友田香将雄議員

ぜひ、これは検討していただきたいんですね。実際、訓練中のところに関しては問題なかった方も、これは私のほうにも2人の方から言われたんですけども、帰って動けなかったと。熱中症っぽかったので、その1日寝ていましたという方がいらっしゃったのは事実としてあります。なので、訓練中に倒れなかったからいいですよという話じゃなくて、訓練に来られている方は御家庭を持たれている方もいらっしゃいますし、例えば私もそうですけれども、家族と別にして来ているというところがあります。そこで、例えば朝の訓練で熱中症っぽくなって1日潰してしまうと、家族にも迷惑をかけちゃうというのもあるから、そう考えてきて、最終的にそのリスクをどう取るかというところもぜひ考えていただけたらと思いますし、来年の夏季訓練というのはどうなるかというのは私としても注目したいというふうに思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

あわせてなんですけれども、消防団員に対しての負担軽減というところで考えますと、幾つかあるんですが、例えば長く立ちっ放しになる時間があると。これは、実際御出席されている方たちとか職員さんたちも思われていると思うんですけれども、30分以上立つ時間があったりするじゃないですか。休めと気をつけとですね。皆さん、多分結構腰が痛いと言われているはずなんですよ。解散と、解けた瞬間にみんなでああと言いながら、腰痛いと言っているじゃないですか。あの状況は、ある程度腰痛のリスクを減らさなきゃいけないというところも考えていく必要はあるかなというふう

に思います。夏季訓練だけじゃなくて、これは出初め式のときもそうですね。ある程度セレモニーとしては必要なことではあるんですけども、体を壊してまでやることじゃないということが大前提でやっていかないと、腰痛のところに関しては皆さん結構気にされているというところもありますし、逆に言ったら熱中症と併せてやっていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

また、出席に関しても、これは各団だったりというところで意識の差があります。これは課長のほうも御存じだと思いますけれども、昔やったらはってでも出てこいというイメージのところから、今は多分大分改善されているという話は聞いております。ただ、これは私のほうにも話が来るんですけども、実際とあるところに関しては、例えば子どもさんが生まれたすぐなのに、奥様のほうも大変な状況なのに、訓練に出てこい。そこに対してはすごい圧力があつたから、出ていかざるを得んやつたとか、そこに対してはそこそこの御家庭の今の現状というのがあるので、そこはちゃんと尊重した形で認めてあげないと、さっき言ったように、人口減少というところはもちろんあると思うんですけども、新しい方が入ってくださらない、地域の方のところに協力をしてもらえないというところは出てくるんじゃないかなというふうに思います。実際、消防団を経験された御両親がいらっしゃる子どもさんのほうが、両親のほうから消防団はやめとけよと言われましたという声も実際あっております。これは、そういった形で負担が大きいぞということと言われることも出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、今は違うんだよと、生活、ライフスタイルのところに合わせて消防団活動のほうに関わってくださいねという形の方向転換をしなきゃいけないというふうに考えておりますけれども、そのあたりについて答弁をお願いします。

### ○中村政文総務課長

訓練の内容、式典の内容とか、団員の身体的苦痛とか、そういうふうな緩和は、どういうふうにして緩和していくかということについては、今後団と町のほうで協議しながら進めてまいりたいと思います。

### ○友田香将雄議員

ぜひよろしくをお願いします。消防団の方々は、ボランティアという形で、地域のために何かせないかんということで頑張ってくれているところがあります。そこに対してはしっかり応援できる体制をつくっていただきたいと思いますし、しっかり新しい団員の方が入りやすいような環境づくりを町のほうからも支援していただければというふうに思います。

12月に関しては、体育館のエアコン導入について質問したいと思いますので、またよろしくをお願いします。これで終わります。

### ○片渕栄二郎議長

これで友田議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

11時45分 休憩



13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。吉岡正博議員。

○吉岡正博議員

議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく2項目質問をいたします。

1つ目は、続・山林が荒れている！保全と振興はです。

2つ目は、衝撃、出生数が江北町を下回る！分析と対策はです。

1つ目の山林、山の質問は、6月議会に続くものでして、実は私は質問を漏らしてしまいまして、飛ばしてしまった内容でございます。お恥ずかしいことですが、6月議会に答弁をいただいた内容が前提でございますので、今回初めて聞かれる傍聴やケーブルワン、ユーチューブ視聴の方は、6月議会も参考にいただければ幸いです。

では、大項目の1番目、続・山林が荒れている！保全と振興はについてです。

6月議会でも申し上げましたけれども、今山林、山が荒れています。杵島山は竹が密集し倒れ、イノシシが闊歩し、林道はぼこぼこ、石が道や水路に落ちてきて危険、イノシシは、山はもちろん、山裾の畑や田んぼも荒らして、作物生産者を困らせています。これに対して、どのような対策と振興を考えるかです。

小項目として1番目、産業としての林業ではなく、環境林として広葉樹林化を進めるとの6月答弁だったが、具体的政策は。

2番目、林道は通行可能な割合を高める必要があるのでは。

3番目、有害鳥獣対策は、地域の自衛を支援するとのことだったが、町が積極的に対策や支援をすべきではないか。

最後の4番目は、歌垣公園の観光資源としての整備予定はについて質問をいたします。

では、まず小項目の1番目ですが、6月議会の町長答弁は、産業としての林業ではなく、環境林としての広葉樹林化を進めるとのことでしたけれども、具体的政策はどういうふうにお考えになっているのかをお尋ねいたします。

○吉村大樹農村整備課長

本町の山林の保全に対して実施している具体的な施策でございますが、現在県事業や森林環境譲与税を活用した対応を行っているところでございます。

まず、本町では、平成28年度より県営事業でありますさが四季彩の森林づくり整備事業での取り組みを進めております。当事業は、県が選定した環境林のうち、荒廃した人工林及び荒廃竹林等において、郷土樹種の植栽及び保育を行うもので、森林所有者と佐賀県の間で森づくり協定を結ばれた後、県により荒廃した竹林などが伐採されるとともに、広葉樹が植栽されます。その後は、これも県下によりまして、竹の生育を抑制するため、5年間下刈りまで実施していただくと、そういうような事業となつ

ております。

次に、町のほうの事業でございますが、高齢化等により適切な管理が実施できていない森林において、令和3年度よりしろいし美緑の森森林再生事業を実施しております。これも森林所有者と町の間で森づくり協定を締結した後、町が森林組合に委託しまして、杉、ヒノキの間伐と雑木の除伐を行い、荒廃した森林環境の保全に努めているところでございます。

このような事業を実施することで、水源の涵養機能が高められ、また森林の多面的機能の保全に寄与できているものと考えております。

以上です。

### ○吉岡正博議員

今聞いておりますと、なりわいとしての林業振興でない事業みたいだったので、そこは残念でございます。

では、小項目の2番目、林道は98%舗装済みとなっておりますが、竹が覆いかぶさり、路面が崩れて走行できないところがあります。通行可能な割合を高める必要があるのではないかという質問です。

総合計画の林道舗装率を見ますと、令和2年度の現状値は98.3%、ほとんどできているとなっております。そして、令和7年の目標値は100%となっております。この舗装率は、路面がアスファルトコンクリートの割合と思いますが、路面がアスファルトコンクリートであっても、上から竹が覆いかぶさり、路面が崩れていては走行できないので、それでは道路として使用できません。舗装率ではなくて、通行可能な割合を高める必要があると私は考えますが、いかがでしょうか。

### ○吉村大樹農村整備課長

第3次総合計画でお示しをしております林道の舗装率98.3でございますが、この部分については、林道台帳に登録されている林道でございます。本町が管理をする林道の舗装率というふうになっております。林道の総延長は1万8,509メートルでございます。このうち1路線がまだ未舗装ということで、この路線は今後整備を計画しているところでございます。

本町の林道の管理につきましては、毎年維持管理費を予算計上しまして、年1回10路線の路面清掃と路肩の雑木、雑草の除去を実施しております。通行が可能な状態を維持するとともに、路肩の崩れなど、通行の支障となっている箇所がある場合は随時補修を行い、安全性の確保に努めているところでございます。また、台風や大雨の後、直ちにパトロールを実施しまして、通行に支障のある風倒木や落石の撤去を行っているところです。

今後においても、現状把握に努めまして、通行可能な割合を高めていきたいというふうに思っております。

以上です。

### ○吉岡正博議員

ただいまの答弁は、舗装率は町が管理している林道であるということで、またその町が管理している林道についてはパトロールもして、適正管理をされているということでございましたが、それ以外の林道、町が管理していない林道といたしますか、そのところはどうなるのでしょうか。そこが問題だと思うんですが。

#### ○吉村大樹農村整備課長

林道台帳に登録されておらず、町が直接管理していない山林内に存在する作業道については、農道などと同様に、その道路路線の山林所有者で管理をしていただきたいと考えております。

なお、自治体などの団体がその作業道の整備をされる場合は、町で山間地環境整備事業費補助金というのを準備しておりますので、申請いただき、採択となれば、整備時の費用負担が軽減できるものというふうに考えております。

以上です。

#### ○吉岡正博議員

今の答弁は、作業道は山林の所有者で管理してくださいという話ですかね。そして、総合計画の実施計画の中に、林道維持事業という項目があって、そこには林道、作業道の危険箇所の点検及び適切な維持管理を行うと記載されておりますけれども、その実施計画との整合性はどういうふうになるのでしょうか。

#### ○吉村大樹農村整備課長

議員がおっしゃる総合計画の実施計画に上がっている分ということでございます。

総合計画の中に作業道を記載しておりまして、議員もおっしゃるとおり、林道、作業道の維持管理を行うということで記載があります。この記載の内容の作業道でございますが、この作業道は白石の森林の管理、林業の振興を目的とする道路を示しております。例を挙げますと、深浦地区の大谷作業道というのがございます。この道路が森林の管理、林業の振興を目的とした道路となっております。ここの道路につきましては、合併前、昭和58年から平成元年にかけて森林管理適正化対策事業で整備された道路ということで、旧有明町の作業道管理規定により管理は町で行うとなっていたため、合併後も引き継いで管理をしているところでございます。このように、総合計画に記載している作業道というのは、森林の管理と林業の振興に必要な道として位置づけのある道路ということで御理解をいただきたいと思います。

なお、作業道というのがこちらの意図する形ではない形で認識をさせてしまったということで、今後総合計画等の修正があった場合には、文言の修正も行いたいと思っております。

以上です。

#### ○吉岡正博議員

今、実施計画の中に大谷作業道ということでということでしたが、そうは読めないんですよね、あの実施計画を見ていると。ただ単に作業道を管理しますと書いてあり

ますので。それで、今後あそこに多分、書き換えるという話やったら、大谷作業道が括弧でつくのかと思いますが、逆にそういうところをされるのであれば、作業道も管理できるのであれば、町も全体をしていただきたい。それから、杵島山の大部分の作業道も、多分以前は構造改善の中で造られたコンクリート道路だと思いますので、そういう点においては同じですので、そこはちゃんと実施計画どおりしていただきたいと思います。

今の話だけしてありますと、結局大部分の作業道についてはこれまでとあまり変わらないような、大谷以外は地元でということなんですけれども、その状態ではなかなか現状どおりにしかならないと思うんですよ、山のほうはですね。

それではどうかと思いますが、町長にお尋ねしますけど、現状のこのままの山道、山林のほうで道路についてはいいのかどうか。町長としてはどういうふうに思われますでしょうか。

### ○田島健一町長

議員御質問の作業道という話でございますけれども、ここで今議員が申される作業道については、元の樹園地内の作業道のことではないのかなというふうに思われます。これについては、高齢化や担い手不足もあり、通行に支障が生じていることは承知をいたしておりますけれども、先ほど担当課長が答弁いたしましたように、まずは町でも用意しております山間地環境整備事業費補助金、これを活用していただきまして、山林の所有者等での管理をお願いしたいというふうに思います。また、通行に支障を及ぼしている林道や作業道周辺の竹林整備につきましては、県営事業のさが四季彩の森林づくり整備事業や森林環境譲与税を活用した整備が可能なのか、これについては県への問合せや取り組み事例の確認を行いながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

### ○吉岡正博議員

今、町長の答弁にありました森林環境譲与税の活用ですけれども、これについては配分が少ないという問題を6月議会のときにも申し上げました。その上、来年度から環境譲与税の原資となります森林環境税という新しい税金ができます。が、試算では白石町民が払う税金は、1,100万円以上の負担になります。しかし、白石町に配分されるのはその半分、430万円ほどという試算でございます。これは、白石町にとっては持ち出しが大きい税金、環境税でございます。これも私としては、白石町としては問題ではないかと思っておりますので、譲与税に頼るといいますか、譲与税を基にしてというお話であれば、6月議会でも申し上げましたけれど、制度改善について国、県に訴えることが必要だと思いますので、そこは取り組みをお願いしたいところです。

では、小項目の3番目、町長答弁は、有害鳥獣対策は地域での自衛を支援するということでしたけれども、追いつかないでいると。町が積極的に対策や支援をするべきではないかについて質問をいたします。

まず、有害鳥獣対策の現状をお伺いいたします。

### ○吉村 浩農業振興課長

有害鳥獣対策の現状ということでお尋ねですが、イノシシを含めました有害鳥獣被害対策につきましては、まず鳥獣の捕獲による個体群管理、柵の設置、追い払いによる被害防除、これは侵入防止対策と呼びます。刈り払いによる餌場、隠れ場の管理、放置された果樹の伐採、これは生息環境管理といいますが、この3つを基本として行うことになっております。ただし、3番目の生息環境管理については、一番難しいと言われておりまして、本町としましても鳥獣の捕獲、柵の設置等に力を入れてきたところでありまして、イノシシに関しましては、今現在捕獲従事者の方の協力を得まして、年間約200頭余りを捕獲している実績があります。捕獲に関しましては限度がありまして、生態系の観点からも絶滅させるというのは不可能であります。

本町の今後の方向性としましては、侵入防止対策等の自衛強化策の推進を行い、捕獲に関しましても問題点の整理等を行い、改善できる点は改善していきたいと考えております。また、生息環境管理、俗に言う餌場、隠れ場につきましては、地域の方の協力、広域的な取り組みを行わないと排除できませんので、国、県とも情報共有をしながら、今後の対策について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

### ○吉岡正博議員

今の課長の答弁の中に、イノシシは年間200頭の捕獲ということがありましたけれども、その捕獲後についてなんです、6月議会の町長答弁では、捕獲従事者の労働力等を考慮すれば、地域の自衛に対する取り組みを支援していくということで、捕獲従事者の労働力のことを町長も心配されておりました。その捕獲従事者の方から、捕獲後のイノシシの土埋め処理について、イノシシは——大人のイノシシということですが——人間より大きくて、捕獲従事者も高齢化が進んで、穴を掘るのが大変と。そして、その結果放置もあるというふうにお聞きしております。捕獲従事者の負担を減らすために、町で穴を掘るか、白石町だけの問題ではないので、近隣市町で共同して焼却場、捕獲イノシシの焼却場を建設できないかというような要望が出ておりますが、いかがでございましょうか。

### ○吉村 浩農業振興課長

イノシシの捕獲後の処理ということでお尋ねでございますけれども、捕獲後の処分の問題につきまして、埋設する、先ほど言われました、成獣になるとかなり大きな労力を要するというのは十分認識しております。また、今年7月に白石地区有害鳥獣等駆除対策協議会ということで町のほうで設置をしておりますけれども、この構成員さんである猟友会の皆様からも、埋設処理の困難とか、あとは解体処理施設、そういうことの設置ができないかというような意見もいただいております。今後も、この駆除体制、猟友会の皆様、有害鳥獣駆除実施隊というのを設置しておりますけれども、この皆様の協力を受けないと今の体制を継続することは難しいので、何らかの対応が必要ではないかと課内で検討しているところです。焼却施設の建設、また処分業者への

委託など、いろいろな方法があると考えられます。今年度中に、先ほど言いました猟友会さんも先ほどの協議会で構成員となっていられっしゃいますので、近隣市町のほうと一緒に出向いて、白石町としてどんな施設が合うのかということで、その対策、処分方法について協議会のほうで検討をしていきたいと考えております。

以上です。

### ○吉岡正博議員

今の答弁は、執行部としても同じ話を聞いているということで、先ほどできたら今年度中という話がありましたが、今後対応をされるということですので、取り組みをお願いしたいところがございます。

この問題は、私が一般質問の通告をした後、佐賀県内で豚熱、旧名称は豚コレラということらしいですが、確認されまして、通告の後にこれが確認されて、またこれは大きいことだなと。その処分については、自衛隊まで派遣されて処分がなされております。大量処分ですね。されておりますので、この豚熱のことを考えますと、豚熱もイノシシが感染に介在するとも言われておりますので、このイノシシの問題は喫緊の課題だと思います。そして、もう白石町の問題ではございません。近隣市町を含めた広域的取り組みが必要な問題だと思いますので、早い取り組みをお願いしたいところがございます。

それから、6月議会の農業振興課長の答弁に、イノシシの道からの侵入を防ぐために、イノシシが渡れないグレーチングの設置を研究しているという答弁がありました。いろいろ検討していただいていることを大きく評価したわけですが、これはその後どうなったのか、お伺いいたします。

### ○吉村 浩農業振興課長

6月議会において質問をいただきましたグレーチングの設置に関しましてです。

先ほどおっしゃられたような答弁をしておりまして、町長も地域の皆様の自衛に対する取り組みを支援していくということで答弁をしております。グレーチングの設置ということですが、グレーチングありきではなくて、現場の状況に応じた対策が必要ではないかということで考えておりまして、今回、今須古地区のほうで地元の方から被害の状況のお知らせをいただいておりますので、関係者の方や地元の区長さんに聞き取りをさせていただいて、まずは実際にイノシシの侵入箇所がどこなのかを調べようということで、赤外線を感知して自動撮影するセンサーカメラというのを協議会のほうで保有をしております。このカメラを設置して状況確認をするということで、現在嘉瀬川、川津地区の関係者の方と協議をして、ここじゃなかろうかというような話をしながら、カメラを設置して調査を行っております。まだ8月31日から設置をしているところで、まだ結果のほうは出ておりませんが、その結果を受けて、例えばワイヤーメッシュが現場のほうには張り巡らされておりますけれども、その破損箇所があればその修理をすとか、議員が6月におっしゃられたとおり、道路から、町道から侵入しているということであれば、それに向けた対策というのでも必要ではないかということで、引き続き研究をしていきたいということで思っております。

以上です。

### ○吉岡正博議員

センサーをつけて、本当に道から入ってきているかということ进行调查ということですので、それはそれでありがたいことだと思います。もし、道から本当にイノシシが入ってきているということであれば、対策が必要なわけですが、その対策について住民の方は、お金がかかる話ですので、道の管理者で対策するべきという原因者負担を言われる方もおいでになります。その点も考えて、最終的には地域負担がなるべく軽い形で対応をお願いしたいところでございます。

それで、小項目の4番目、歌垣公園は遊具や研修施設の撤去を進めているが、新規や代替の施設整備が示されていないと。観光資源としての整備予定についてはの質問でございます。

歌垣公園は、杵島山生活環境保全林整備事業で整備をされましたので、山林政策としてお尋ねいたします。

一昨日の内野さよ子副議長の質問にもありましたけれども、歌垣公園内の道祖谷古墳は、古墳時代後期の前方後円墳として佐賀県内最大規模という説明を受けましたが、知る人が少なく、整備されているとは言えません。古墳の上に歌を詠む場、歌詠場があるんですけれども、本来ここは見晴らしがすばらしいところで、いいところなんですけれども、台風で倒壊して、放置して数十年たっております。周りのアスレチック施設、草スキー場も遊べる状態とは言い難く、日本一を目指した滑り台も今は撤去されております。今度は、山小屋風の歌垣ロッジと研修センターも撤去、その後新しい施設ができるとは聞いておりません。トイレは鏡が割れたままで、手洗い台はさび汚れがついております。地元の方が掃除をしても、老朽化したままでは毎年の苦情が出ております。利用者が少ないからということですが、それはそうだと思います。この状態では、利用者が少なくなるのも当然です。以前は、町外から子どもを連れてきたり、子どもクラブのキャンプや会議や研修会も研修センターで開催されておりました。総合計画には、交流人口の拡大という項目で、杵島山などの豊かな自然や歴史、文化などの観光資源のネットワーク化を図り、交流人口の拡大を目指しますと打って、歌垣公園の写真を大きく載せながら、マイランド公園のほうは新しいトイレや楽しそうなインクルーシブ遊具の整備が続いておまして、それに比べてバランスを求める声もでございます。午前中の前田弘次郎議員が質問された桜の里も同じ話です。歌垣公園を今後どのようにされようと考えておられるのか、お尋ねします。

### ○谷崎孝則商工観光課長

これまで、歌垣公園内にございます老朽化した遊具の撤去を実施いたしております。公園内にある遊具につきましては、大部分が木材を利用したものでございまして、腐食等が進んできたためでございます。遊具につきましては、令和2年度にはローラーライダー及び丸太ネット渡り、そして令和4年度には丸太渡り及びネット登りを解体撤去いたしております。さらに、今年度につきましては、うたがきロッジ及び研修センターの解体を実施いたします。現在、4基の遊具がございますけれども、令和4

年度にターザンロープの修繕を行っております。残り3基、丸太ステップ、一本橋、丸太柵越えにつきましては、今後点検結果を考慮しながら判断をしていきたいと考えております。

また、議員御質問の歌垣公園は今後どのようにしていこうと考えているのかという御質問でございますが、現在本町が抱えております喫緊の課題であります学校再編や、そして一斉に迎えつつある公共施設の老朽化に伴います改修費など、今後の支出増が避けられない状況でございます。そういう中で、歌垣公園関連施設につきましては、市町村合併後は緊急性、そして優先性を考慮させていただきながら、維持管理を中心にこれまで整備をしてきたところでございます。しかしながら、総合計画でも主な取り組みとして掲げておりますように、杵島山の豊かな自然や歴史文化につきましては、今後本町が交流人口の拡大を目指していく上では、絶対に欠かせない貴重な観光資源であるというふうに認識をいたしております。

例えば、具体的な案といたしましては、昨年度から町観光推進協議会の事業といたしまして実施をしておりますしろいし緑の芸術祭、このイベントにつきましては、多くの来訪者の方が白石町のほうへお越しいただきました。例えば、このしろいし緑の芸術祭と歌垣の文化、そして芸術、アート、芸術作品などとコラボしながら、そういう作品とともに歌垣公園内の整備や、あとイベントの開催など、こういうことも考えられるのかなというふうに思っております。

今後の観光振興策について検討していく中で、歌垣公園の今後の方向性につきましても、関係団体や関係各課と連携をしながら、しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

## ○吉岡正博議員

今の課長の答弁を聞いていると、今後大事にしていきたいということであるとは思いますが、今現状がそうではないということで、これについてもっと深くお聞きしたいところですが、時間がちょうど半分過ぎておりますので、大項目の2番目、衝撃、出生数が江北を下回る！分析と対策はの質問に移らせていただきます。

令和4年度の白石町の出生数は、95人でした。対して、江北町の出生数は107人と聞きます。白石町の出生数は、人口が半分以下の江北町を下回りました。これは、白石町の年間出生数が100人を初めて下回ったこと以上に、私は衝撃を受けております。この事実をどのように分析し、人口対策を考えていくのか。これは、江北町対策という意味ではございません。江北町との違いを分析して、白石町の人口対策をどう考えていくのかということでございます。

小項目として4つ、町長はこの事実をどのように捉え、人口対策を指示しているのか。

2つ目、国勢調査の結果から、子育て世代の町外流出が大きな原因と考えるが。

あと3番目、4番目がありますが、それは後もってまたします、時間が過ぎてきていますので。

それでは、まず小項目の1番目です。



繰り返しになりますけれども、令和4年度の白石町の子どもの出生数は95人でした。初めて100人を下回りました。町長は、この事実をどのように捉え、分析し、職員に人口対策の政策を指示されているのか、まずお伺いいたします。

### ○田島健一町長

出生数につきましては、白石町の住民基本台帳に登録された出生者の合計でございます。暦年で申し上げますと、直近の3年間は令和2年112名、令和3年112名、令和4年110名と横ばいの状況であると認識しておりますけれども、年度単位で見ますと、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの出生数が95人とやや少なくなっているようでございます。また、本町の人口ビジョンの推計においても、これから本格的に少子・高齢化と生産年齢人口の減少を迎えることが予想されてございます。この背景には、子どもを産み育てる年代層そのものが少子化の影響を受けて減少していること、それに加え、本町では若者世代の町外転出が影響を及ぼしているものと認識をいたしております。これまでも少子・高齢化への対応は講じてまいりましたけれども、さらに強い危機感を持って臨む必要がございますので、令和5年度の町政運営に関する施政方針の1番目の重点施策を移住・定住の促進、2番目の重点施策を子育て支援として、現在各対策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、この施政方針に基づき住宅取得支援、移住支援、若者世代の生活支援などの移住・定住施策に積極的に取り組み、そして小学校6年生と中学校3年生への給食費の無料化や、今年度につきましては給食用食材等の価格高騰分がございましたけれども、この高騰分については全て町費で賄うということ、さらに医療費の助成や出産・子育て応援交付金事業などの町独自の子育て支援も行いながら、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行っているところでございます。また、このような業務の遂行につきましては、庁議、課長連絡会、行政改革推進本部会議等での内部検討結果による指示はもとより、特に重点施策事項につきましては、日常的にも主に関係課長を通じて担当職員に指示を行っているところでございます。

以上でございます。

### ○吉岡正博議員

今、町長から移住政策、出産、子育て支援等をやっているというようなお話をいただきました。

では、小項目の2番目、私は国勢調査の結果から、子育て世代の町外流出が大きな原因と考えるのが質問でございます。

持込み資料を見ていただけますでしょうか。カメラはパネルをお願いいたします。パネルのほうを映していただけますでしょうか。

これは令和2年の国勢調査ですが、これを見ますと、令和2年の人口が白石町は2万2,051人です。対しまして、江北町は9,566人です。白石町を100としますと、江北町は43、つまり人口は半分以下です。マイクですね。聞こえないですかね。

ここで、厚生労働省の統計で出生に関する統計というのがあるんですが、母親の出生時の平均年齢というのは、第1子が30.7歳、第2子が32.7歳、第3子が33.8歳とな

っております。この年代に注目しまして、今度はまた令和2年度の国勢調査のほうを見ますと、この年代、30歳から34歳の有配偶者女性人口、つまり結婚している女性の人口を見ますと、白石町は258人、江北町は191人です。この比率は100対74ということで、先ほどの比率が縮まってまいります。その結果、2年後になりますけれども、令和4年度、先ほどの話です。出生数が白石町は95人、江北町は107人と、逆転している状態です。国勢調査が5年置きにありますので、年度がずれてはおりますけれども、流れとしてはそういうことでございます。

それで、先ほど言いましたこの年代に注目して5年前の異動状況を見ましたら、私はさらに驚きました。白石町は、この2年度の国勢調査で、この年代の女性ですけれども、459人おられます。しかし、この人たちの5年前、つまり30歳から34歳が25歳から29歳のときには497人でした。38人減っております。大体この年代というのは、死亡は少ないと思いますので、転出が多いと思います。つまり、38人転出が多かったということです。対しまして、江北町ですけれども、現在は283人ですが、5年前のときには267人おいでになって、16人増えております。つまり、江北町はこの年代は転入が多かったということです。これは、16人とか38人というのはサンプル数が少ないですので、人数よりも、どういう傾向にあるのか。白石町は転出が多い、江北町は転入が多いということが私は問題だと考えております。大体25歳から34歳の年代は、進学や新卒就職の異動は少なく、転居の主な理由は結婚や出産を控えてだと思えます。そういう場合の引っ越しが多い年代です。この結婚や出産が間近になった年代に、白石町は転出が多く、江北町は転入が多いという結果が、生まれる子どもの数が白石町と人口が半分の江北町が逆転してしまった原因だと私は考えます。この原因についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

パネルの撮影、ありがとうございました。

### ○山口裕一総合戦略課長

本町と比較いたしまして、江北町の20代から30歳代の人口構成比が高くなっております。まず、考えられますのは、江北駅やバイパス等に見られる交通の利便性、そしてバイパス沿線の商業施設の充実、アパート、マンション棟数などの住宅環境の優位性が理由であると考えております。本町では、転出者の状況を把握するために、令和元年9月から転出者への任意アンケートを実施しておりますけれども、把握している若い世代の転出先といたしましては、県外への転出もございまして、多くの方が白石町から近隣市町に転出しているという状況でございます。転出の理由といたしましては、御結婚での転出、勤務地関係での転出が主な理由となっております、利便性や生活の環境ということだと認識しております。

議員のほうからは、国勢調査によります出生数、5年後の推移をパネルのほうで説明していただきましたけれども、年代別の5年後の推移というのには、実は各町に特徴がございまして、白石町においては出生数自体は少ないものの、その後の就学前幼児数が増加するというような特徴が実はございます。実際に、白石町の5年前の平成27年国勢調査のゼロ歳から4歳までの人口は844人なんですけれども、これが5年間が経過いたしまして、その人たちを追う令和2年の5歳から9歳までの人口は913人

となっておりまして、69人増加しております。同じ条件下での江北町の増加が465名から472名ということで、7人の微増ということでございまして、比較いたしますと、幼児期での白石町の社会増加、これがいかに多いかが数字に表れております。このことから分析いたしますと、結婚後一定期間を経過した後に、就学前に一定のお子さんをお持ちになった地元出身者の方などが帰ってこられるものの、それを上回る若い世代の町外転出により社会現象が起きている。その結果、出生数への影響というものは当然あるものと思っております。

以上でございます。

### ○吉岡正博議員

今、就学に伴って帰ってくる方がおいでになるという、その特徴があるということで、そのタイミングを外さないでほしいんですよ。教育委員会に申し上げますけれども、今度新しい小学校、中学校をつくりますよね。この新しい小学校、中学校がすばらしいと、白石町以外の方々から見て、例えば宣伝をしていただきたい。ニュースとかインターネットニュースとか、それから教育の本なんかに白石町の新しい小学校、中学校が出て、それを見た白石町出身の親御さんがすばらしいと、パパの実家に帰ろうか、ママの実家に帰るよと言っていたきたいんですよ。そういう学校づくりをお願いしたい。すみません、ちょっと興奮しまして。すみません、本題から外れております。そういうことでございます。話を戻します。

そういう形で、そういうタイミングがあるなら、就学のときに子どもを持った親御さんたちが集まってくるような学校づくりをお願いしたいと、そのタイミングを外さないようにしていただきたいと思えます。

小項目の3番目ですけれども、国の異次元の少子化対策、白石町の子育て世代の流出対策にはならないのではないかとという質問でございます。

政府は、異次元の少子化対策を掲げて、子ども人口の減少対策を大きく打ち出しました。この政策は大きく評価しますけれども、白石町の子育て世代の減少に効果があるのでしょうか。私は、この国の異次元の少子化対策は国全体の人口の自然減に対する政策であって、白石町の子育て世代の転出、社会減の対策とは別の政策と考えますが、いかが考えておられるのかをお尋ねいたします。

### ○木須英喜保健福祉課長

異次元の少子化対策ということで、まず御説明をさせていただきます。

今年1月に岸田首相が年頭会見で検討を表明した少子化対策、国全体の政策のことでございます。このことを受け、政府は6月に異次元の少子化対策となるこども未来戦略方針、こちらを閣議で正式に決定しております。この中で、2030年代に入るまでが少子化対策のラストチャンスであるというふうに位置づけ、来年度から3年間集中して取り組む政策、こども・子育て支援加速化プラン、こちらを推進すると発表しております。このプランは、経済的支援の強化と若い世代への所得向上、それから子育て世帯への支援拡充、共働き・共育ての推進、社会全体の意識改革という4つの柱で構成をされております。議員が言われるとおり、国が推進いたします異次元の少子化

対策は、国全体の人口の自然減に対する政策でありまして、白石町が実施しております子育て世帯支援の政策とは若干趣が異なるものというふうに考えております。

白石町が実施する子育て支援策といたしましては、包括支援センターを開設し、子どもの出産から就学に至るまで、現場に即したサポートを実施しております。妊婦訪問、乳幼児相談、予防接種、児童手当の給付や子どもの医療費助成、保育園、認定こども園での保育、放課後児童クラブの開設など、白石町で子育てして本当によかったと思えるような支援を行ってきておるところでございます。ただいま申しました子育て支援につきましては、ただどこの市町でも多かれ少なかれ実施している事業であります。このことから、子育て世帯の転出に関しましては、若干関係性は薄いのではないかとこのように考えております。

以上です。

### ○吉岡正博議員

最後の小項目4番目です。

子育て世代が白石町にとどまる、残る政策が急ぎ必要と考えるがです。

先ほどの保健福祉課長の答弁でいきますと、異次元の少子化対策は白石町の子育て世代の流出対策とは趣が違うと、対策にならないといえますか、趣が違うということでした。それでは、白石町はどのような子育て世帯の転出防止策をされるのか、お伺いいたします。

なお、昨日の重富邦夫議員の人口減少対策の質問が同じような内容でありまして、その10分のところから20分のところにかけて回答が重なると思いますので、そこについては省略されて簡単に結構でございます。

### ○山口裕一総合戦略課長

白石町の人口減少対策につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合計画の人口問題に関する個別計画として位置づけまして、その他の個別計画、あるいは関連計画と連携を図りながら取り組んでいるところでございますけれども、具体的な転出防止策につきましては、昨年度からは特に若い世帯への移住・定住支援、新婚生活者への支援、さらに住宅取得支援にも加えまして、新規事業として当初予算に計上し、若い世代の流出抑制、定住・移住の促進に取り組んでいるところでございます。

昨日の部分から割愛させていただきますけれども、町単独の主な内容といたしましては、住まいのしろいし応援事業の創設、そして移住施策といたしましては、東京圏在住者移住支援事業、それとさが暮らしスタート支援事業、こちらのほうは一人一人の加算はございませんが、支給金を交付しているところでございます。

なお、その他結婚新生活支援事業ということで、新婚者の生活のスタートアップに関する支援事業も併せて行っているところでございます。

### ○吉岡正博議員

転出防止策もいろいろ考えておられるところでございます、補助という形ですね。ですが、私は子育て世代、結婚したら白石を離れ、新興住宅やアパートに住むのは、

田舎の煩わしさを避けてというのが大きな理由の一つだと聞きます。田舎の煩わしさは、田舎のよい面の裏返しでもありますけれども、全部否定するものではありませんけれども、人口減や社会の変化の中で見直していくことは必要だと考えます。

例えば、地域の役職です。人口が減少し、退職年齢が高くなる中で、昭和時代の体制や行事を維持することは、1人当たりの負担が大きくなっていきます。そこを見直さないと、子育て世代の流出は進むと考えます。こういう話をすると、町は、地域のことは地域でと答弁をされますが、それではなかなか改善が進みません。昨日、重富邦夫議員が、それから午前中の友田香将雄議員が質問された消防団員の負担軽減もわかりです。町の人口政策として、地域の煩わしさを見直すことに積極的に関わることが、出生率が江北町を下回った今は急ぎ、そしてコロナ感染期間のいろいろな経験を見直すよい機会と考えますが、いかがでございましょうか。

### ○山口裕一総合戦略課長

まず本町では、令和3年12月に白石町協働による地域づくり検討委員会から提出されました提言書に基づき、住民協働のまちづくりを進めております。目指すべき方向としては、発展的に協働による地域経営への実現を目指し、様々な意見の場を設けて町民の皆さんと一層対話を行い、相互理解を深めながら、町が町民に対し何をすべきか一辺倒ではなく、協働の領域を拡充、創出していくことが必要であると考えております。行政機関が地域に一方的に義務づけすることにより、田舎のあるいい面というのを行政主導で消してしまうというリスクも、これは存在いたします。町民と行政がお互いの信頼関係を構築しながらまちづくりを進めていくことが重要だと思われま

す。しかしながら、現実的には地域の問題解決する仕組みづくりを町が行っていくことは重要だと思います。そういう役割を私たちは担っていかなければなりません。議員御指摘のとおり、現状の体制で地域行事を維持するということは、今後さらに難しくなってくるという問題を実際に抱えております。そのために、現在町では地域の実情を踏まえて、全ての小学校単位の地域において、地域と各団体が連携して町と協働する地域づくり協議会の設立を推進しているところでございます。また、現状では、地域づくり協議会は須古、六角の2地区の設置となっておりますので、特にその他の地域の皆様に参加と協働に関する意識の啓発、これを行っていくことが重要だと思っております。そういう意味では、昨年より開催しております白石町町民協働推進会議の検討結果からも、住民主体の地域づくりの基本的な方向性、活動の基本となる地域づくり協議会の位置づけなどを明確にする理念条例、これを定めることが最適との報告を受けております。本年度は、町民協働の推進による地域づくり条例検討会議を設置いたしまして、本年度中に地域づくりに関する条例の制定に向け、検討を行っているところでございます。今後、条例制定後ということになりますけれども、このような理念条例の内容を地域の皆様に説明しながら、協働に関する意識を啓発することで町民の皆様に地域の問題解決に取り組んでもらう、そういった理想のまちを築くための仕組みづくりをつくり上げていくということが我々の責務ではないかと考えております。

以上でございます。

## ○吉岡正博議員

今、一つの方法として地域づくり協議会のお話をいただきました。須古地区は取り組んでおまして、いろいろ地域のここの見直し作業をしているところでございますが、先ほどおっしゃいましたように、まだできているのが須古と六角地区と、それで有明地域が今準備中というふうにお聞きしておりますが、総合計画では1年に1箇所ずつで8箇所全部というのが目標だったと思いますが、なかなかそのスピードに追いついていないということでございますので、地域協議会だけを当てにしていると、なかなか対策が間に合わないのではないかと私は思うところでございます。それから、条例もつくられるということでございますが、その中身もどうなるのかというふうにご考えるところでございます。

私は、煩わしさというふうなことを言いましたけれども、先月31日に町長が主催者挨拶をされました町村特別研修会、町村議会議員研修会で講師の方は、人口が増えるのは女性のストレスが少ないところと言われました。私はちゃんと寝ずに聞いておりましたので、なるほどと思ってメモをいたしました。人口を維持するためには、白石町の煩わしい部分や女性のストレスを減らすという意識改革が必要と考えるところでございます。

4分ですね。

せっかく調べましたので、参考にですけれども、よくなぜ江北に住むのか、白石町を出るのかというところで、白石町に就職先がないからというのをよく聞きますけれども、国勢調査を見ますと、自宅外で働いている人のうち、町内で働いている人は白石町が28%、江北町は23%、つまり江北町より白石町のほうが多い。つまり、白石町のほうが町内で働いている方が多いということです。決して少ないわけではございません。それから、先ほど出ましたが、県外通勤の場合、この場合、江北町が白石町の2倍あります。白石町より江北町のほうが県外通勤が2倍あります。しかし、これは見て分かると思います。JRの特急が止まる江北駅があるからだと思えますけれども、この割合を見ますと、自宅外通勤者は江北は3%、白石町は1.5%、確かに倍率は江北の半分ですけれども、3%と1.5%とって決して全体の就労者から見れば、県外通勤者が大きい数字ではございません。また、通勤の便を考えますと、県内に自動車通勤をする場合は江北町も白石町もほとんど変わりません。有明沿岸道路ができた以上は、白石町のほうが便利だったりします。そういうことがありますので、決して江北町さんのほうが通勤が便利だからというわけではないんだと、ほかに大きな理由があるんだと考えるところでございます。最後、せっかく調べたのでお話をさせていただきました。

以上で私の一般質問を終わります。途中、興奮もいたしましたけれども、傍聴をはじめ情報提供など、皆さん御協力ありがとうございました。

## ○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。

明日15日は、議案調査のため休会とします。

来週は議案審議です。  
本日はこれもちまして散会といたします。

14時14分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月14日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 草 場 祥 則

署 名 議 員 井 崎 好 信

事 務 局 長 中 原 賢 一